

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）の実施結果について

1 協議テーマ

「住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた『総合的な防火防災診断』の在り方」について

2 開催日時

平成30年2月27日（火） 10時00分から12時00分まで

3 開催場所

千代田区六丁目6番地
東京消防庁スクワール麹町 5階会議室A

4 議事概要等

(1) 議事

ア 住宅火災による死者発生状況と総合的な防火防災診断実施結果の比較について
(資料1-1、1-2)

イ 第14期東京都住宅防火対策推進協議会中間まとめ（案）について
(資料2-1、2-2、参考資料1、2)

ウ その他

(2) その他

ア 会議資料は別添え1のとおり

イ 議事録については別添え2のとおり

平成 30 年 2 月 27 日
於：東京消防庁スクワール麹町

第 14 期東京都住宅防火対策推進協議会（第 3 回）次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 住宅火災による死者発生状況と総合的な防火防災診断実施結果の比較について
(資料 1-1、1-2)
- (2) 第 14 期東京都住宅防火対策推進協議会中間まとめ（案）について
(資料 2-1、2-2、参考資料 1、2)
- (3) その他

4 閉 会

配布資料

- ・ 第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

- ・ 席次表

- ・ 資料1 住宅火災による死者発生状況と総合的な防火防災診断実施結果の比較
(資料1-1、資料1-2)

- ・ 資料2 第14期東京都住宅防火対策推進協議会中間まとめ(案)
(資料2-1、資料2-2)

- (参考資料1) 総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート実施結果概要

- (参考資料2) 避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート実施結果概要

第14期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿

(50音順)

	氏 名	職名等
委員	伊 東 貴 志	足立区 福祉部高齢福祉課長
委員	衛 藤 和 夫	一般社団法人日本ガス石油機器工業会 消費者関連グループマネージャー
委員	金 子 健 一	一般社団法人日本電機工業会 家電部担当次長
委員	川 井 誉 久	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会地域福祉部長
委員	川 島 俊 二	台東区 総務部危機・災害対策課長
委員	城 所 学	多摩市 総務部防災安全課長
委員	三 本 木 初 榮	立川女性防火の会 会長
委員	塩 川 隆 史	NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事
委員	下 川 明 美	東京都福祉保健局 高齢社会対策部在宅支援課長
委員	鈴 木 孝 雄	東京都町会連合会 会長 (全国自治会連合会副会長・板橋区町会連合会会長)
委員	傳 智 則	東久留米市 福祉保健部介護福祉課長
委員	花 澤 清 史	東京ガス株式会社 お客さま保安部機器保安グループ リーダー
委員	飛 田 和 俊 明	渋谷区 危機管理対策部防災課長
会長	平 田 京 子	日本女子大学 家政学部住居学科教授
委員	廣 井 悠	東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻准教授
委員	牧 野 史 子	NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長
委員	松 尾 光 恵	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	松 丸 晃	東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット総務・法務室防災グループマネージャー部長
委員	八 木 良 次	東京都福祉保健局 障害者施策推進部地域生活支援課長
委員	山 崎 登	国土舘大学 防災・救急救助総合研究所教授 (元NHK解説委員)
委員	藁 谷 賢 代	大田区地域包括支援センター大森 所長
委員	鈴 木 浩 永	東京消防庁 防災部長
委員	岡 本 透	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長

第14期東京都住宅防火対策推進協議会（第3回）席次表

平成30年2月27日（火）
 東京消防庁スクワール麹町（5階会議室）

牧野委員
 （介護者サポートネットワーク アラジン 理事長）
塩川委員
 （東京都介護支援専門員研究協議会理事）
廣井委員
 （東京大学大学院工学系研究科都市工学 専攻准教授）
平田委員
 （日本女子大学家政学部住居学科教授）
鈴木委員
 （東京都町会連合会 会長）
三本木委員
 （立川女性防火の会会長）

	○	○	○	○	○	
松尾委員 （東京都民生児童委員連合会 常任協議員）	○					衛藤委員 （日本ガス石油機器工業会 管理グループマネージャー）
藁谷委員 （大田区地域包括支援センター 大森 センター所長）	○					金子委員 （日本電機工業会 家電部担当次長）
傳委員 （東久留米市 介護福祉課長）	○					松丸委員 （東京電力ホールディングス（株）総務・法務室防災グループマネージャー 部長）
川島委員 （台東区 危機・災害対策課長）	○					下川委員 ※代理 根本課長代理 （東京都福祉保健局 在宅支援課長）
飛田和委員 （渋谷区 防災課長）	○					八木委員 （東京都福祉保健局 地域生活支援課長）
城所委員 （多摩市 防災安全課長）	○					鈴木委員 （東京消防庁 防災部長）
						岡本委員 （東京消防庁 参事兼防災安全課長）

事務局

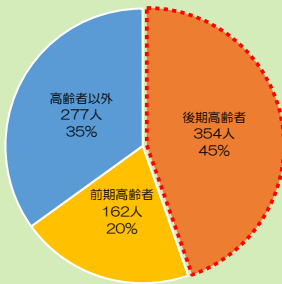
（東京消防庁 防災部副参事）
 （東京消防庁 防災安全課 防災福祉係長）
 （東京消防庁 防災安全課 生活安全担当係長）
 （東京消防庁 防災安全課 生活安全担当主任）

住宅火災による死者発生状況と総合的な防火防災診断実施結果の比較

平成19年から平成28年までの10年間に発生した住宅火災による死者と、平成28年度の総合的な防火防災診断実施結果を比較した。比較に際しては、診断項目と火災調査項目が異なるので各状況別に近い項目で比較を行った。

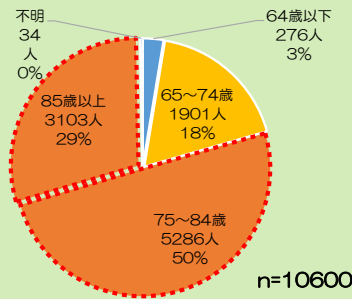
年齢別

住宅火災による死者



n=793

診断実施結果

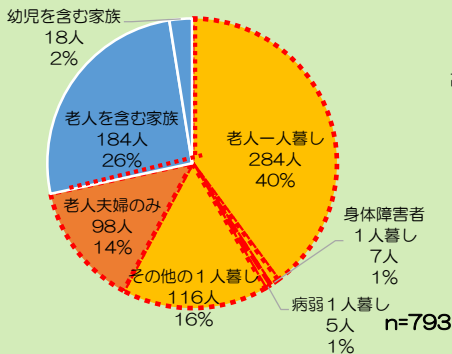


n=10600

年齢別に見ると、住宅火災による死者は約7割が高齢者で後期高齢者は約5割である。診断実施結果はほぼ高齢者であり、特に75歳以上が8割である。

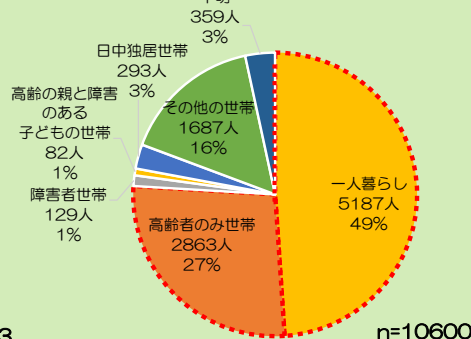
世帯状況別

住宅火災による死者



n=793

診断実施結果



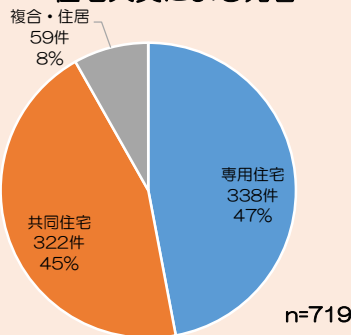
n=10600

世帯状況別に見ると、住宅火災による死者は一人暮らし世帯が約6割で、老人夫婦のみの世帯を含めると7割を超えている。診断実施結果は一人暮らし、日中独居世帯が半数以上で高齢者のみ世帯を含むと約8割である。

※老人とは65歳以上の高齢者

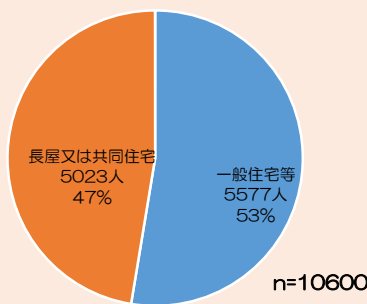
建物用途別

住宅火災による死者



n=719

診断実施結果

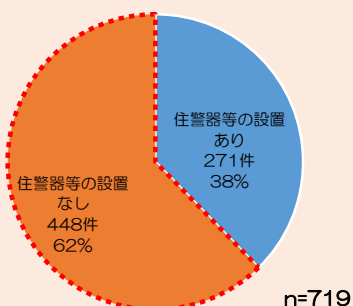


n=10600

建物用途別に見ると、一般住宅と共同住宅は住宅火災による死者、診断結果もほぼ半数で同傾向である。

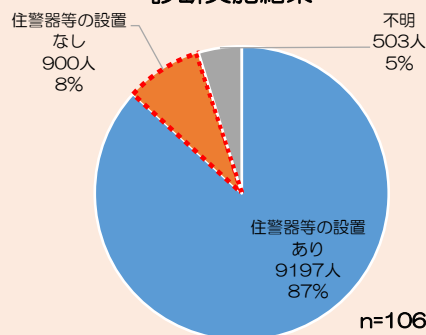
住警器等設置状況別

住宅火災による死者



n=719

診断実施結果



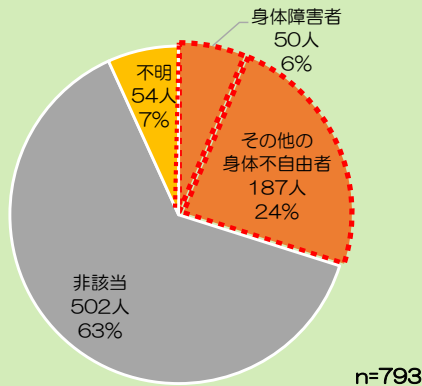
n=10600

住警器設置状況別に見ると、住宅火災による死者は約6割が設置なしであるが、診断実施結果は約9割が設置ありである。

身体状況別

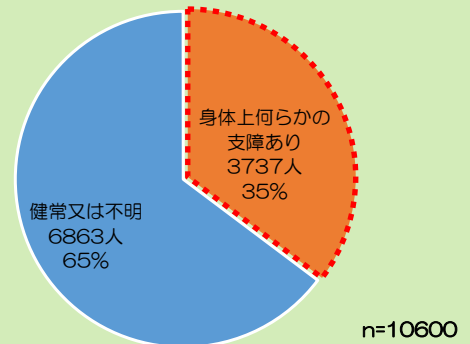
住宅火災による死者

① 身体状況



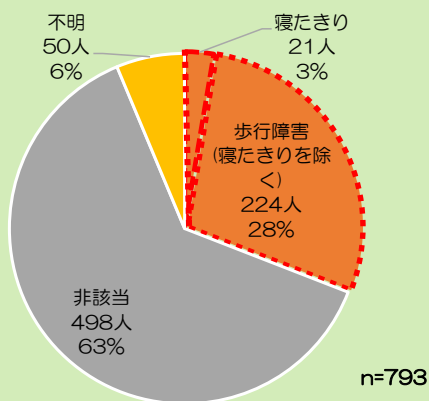
住宅火災による死者のうち、身体状況においては身体障害者※1、その他の身体不自由者は3割である。

診断実施結果



身体状況別に見ると、診断実施結果は約4割が身体上何らかの支障がある方※3である。

② 歩行状況



住宅火災による死者のうち、歩行状況においては寝たきり※2、寝たきりを除く歩行障害が約3割である。

※1 身体障害者とは身体障害者福祉法第4条に定めるものをいう。

※2 寝たきりとは、病気や負傷により機能障害の程度が重く、他人の介護がなければ歩行等の日常生活ができない者または、ベッド上に常時寝たきりの状態にあるものをいう。

※3 身体上何らかの支障がある方とは、視力、聴力、移動、日常生活動作、日常の意思決定の何れかに支障があった方をいう。

比較結果

住宅火災による死者及び診断実施結果を比較すると、年齢や世帯状況等ではほぼ同傾向であるが、住警器等設置状況別については設置状況に差がでてい

第14期東京都住宅防火対策推進協議会中間まとめ（案）

協議テーマ

住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた「総合的な防火防災診断」の在り方について

協議経過等

総合的な防火防災診断は、全ての要配慮者に対して実施することが理想であるが、対象となる要配慮者が診断を望んでいなかったり、実施できる人数が限られているなど、その全てに対して実施するのは困難な状況である。

そこで、防火防災上の観点から、真に診断を必要とする世帯を的確に抽出するとともに、診断方法、関係機関等との連携方法等を見直し、住宅火災による死者の低減に結びつく効果的な実施方策について検討する必要がある。

より詳細な現場の課題を把握し、検討課題を整理するためのアンケート調査の実施

アンケート実施概要

各消防署の総合的な防火防災診断を担当する職員と、区市町村の避難行動要支援者名簿所管部署へアンケートを実施した。

	総合的な防火防災診断に関するアンケート概要	避難行動要支援者名簿に関するアンケート概要
内容	関係機関との連携内容や、対象者の抽出方法、診断時間や項目に関する22項目のアンケートを実施	避難行動要支援者名簿の整備状況や、活用範囲に関する13項目のアンケートを実施
結果	<p>現行の診断方法や、関係機関との連携方法で効果的な診断を行っている所属がある一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>真に診断を必要とする対象者の抽出が困難である。</u> • <u>診断時間が長く対象者や関係機関の負担になっている。</u> • <u>対象者や、関係機関によって本事業への理解や捉え方が異なっている。</u> <p>ことなどが課題として挙げられた。</p>	<p>名簿作成済の区市町村は約9割であるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>平常時の活用ができる区市町村は約7割である。</u> <p>また、要配慮者対策に関する事業へ活用できるのは18区市町村であるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>総合的な防火防災診断へ名簿を活用できると明確に回答を得たのは10区市町村のみで、目的外使用と考える区市町村が多い。</u>

アンケート結果を踏まえ課題を整理し解決策について検討を行う

		検討課題と方向性	解決に向けた具体案
1	総合的な防火防災診断の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広く効果的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントや広報媒体を活用した広報の推進 ・親しみやすい名称の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各種広報媒体等を活用し、成功事例や診断の必要性を周知する広報の推進 ➢ 親しみやすく周知しやすい新たな名称の検討
2	総合的な防火防災診断の実施方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 真に診断を必要とする対象者の絞り込み方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 真に診断を必要とする対象者例の掲出と、関係機関等と連携した当該対象者の優先的な抽出やその後の診断への結びつけの検討
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりや効率的な診断 <ul style="list-style-type: none"> ・本人からの手上げ（申し込み）方式による診断の検討 ・福祉関係機関との連携強化や新たな協力者の掘り起しの検討 ・ニーズに応じた診断方法の検討 ・対象者への診断に対する満足度の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ポスティングやイベント会場等での診断希望者の募集 ➢ 関係機関へのヒアリングや働きかけによる新たな協力者の掘り起し ➢ 診断項目の絞り込みなど、対象者や関係機関のニーズに応じた診断 ➢ 診断対象者へのヒアリング（アンケート） ➢ 診断対象者と住宅火災による死者の傾向の継続した分析・検証
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続指導と情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有方法について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関との継続した協議
3	避難行動要支援者名簿等の活用方策について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な防火防災診断への活用方策 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 名簿の活用に向け、地域ごとに協議を推進
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿以外の名簿の活用可否 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿所管部署以外からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関への情報収集・活用に向けた働きかけ

課題解決に向けた今後の対応

平成30年度は、消防署での試行や区市町村へのヒアリングを実施し、引き続き課題解決に向けた協議を行っていく。

真に診断を必要とする対象者への診断を効果的に実施し、住宅火災による要配慮者の被害低減へつなげていく

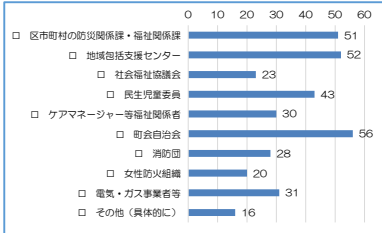
総合的な防火防災診断の実施に関するアンケート結果概要

資料2（参考資料1）

実施期間 平成29年10月6日から10月31日まで
 実施対象者 東京消防庁管内80署の総合的な防火防災診断を担当する職員
 ※丸の内消防署を除く

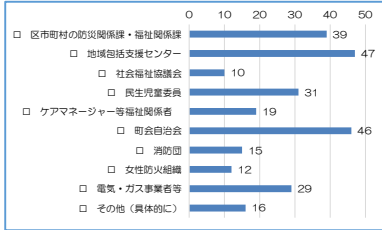
I 関係機関との連携について

問1 事前に協力を呼び掛けている関係機関



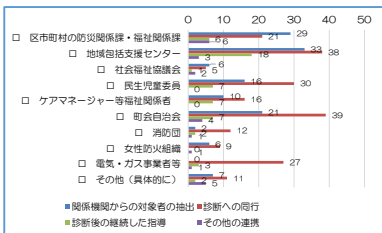
- ・連携への呼び掛けは「**区市町村の防災関係課・福祉関係課**」、「**地域包括支援センター**」、「**町会自治会**」が多い。
- ・その他としては、警察署、医療機関、緊急即時通報事業者（警備会社）、中学校などがある。

問2 実際に連携している関係機関



・実際に連携した関係機関も問1と同傾向である。

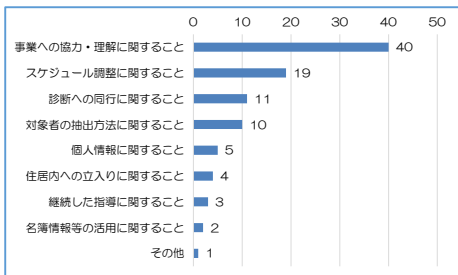
関係機関との連携内容



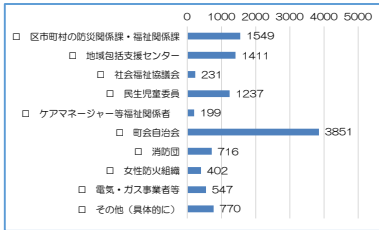
問3 その他の連携内容

・その他の連携としては関係機関の業務に同行したり、関係機関が本事業の広報を行い診断へつながっている。

問4 関係機関との連携に関する問題点・課題



関係機関と連携して実施した世帯



・関係機関と連携して診断を実施した世帯は「**町会自治会**」が最も多い。

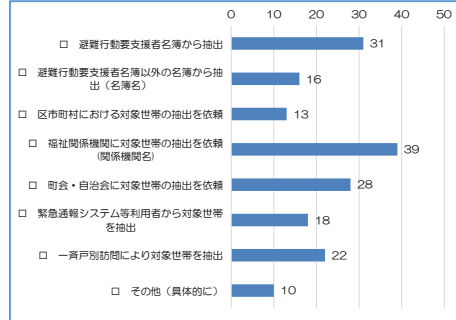
・連携内容は区市町村を除き「**診断への同行**」が最も多い。

・関係機関との連携に対する問題点としては、「**事業への協力・理解に関すること**」が最も多く、関係機関の本業業務に加えて本事業への協力を願うこと、**関係機関への負担**や、訪問した場合の各関係機関の**任務分担が不明確**であること、関係機関によって本事業への**理解や捉え方が異なる**ことなどが課題となっている。

・問題がないといった意見では、地域包括支援センターに総合的な防火防災診断の対象者の担当者がおり、その担当者と連携して実施しているので問題点はないといった意見があった。

II 対象者の抽出について

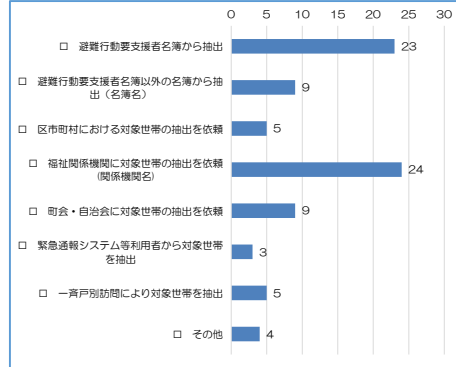
問5 対象者の抽出方法



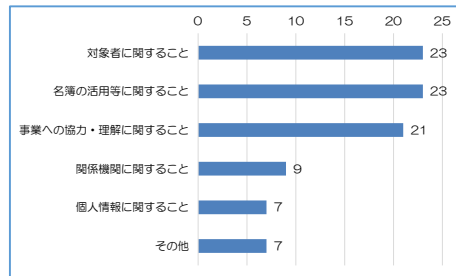
・対象者の抽出については「**福祉関係機関に対象世帯の抽出を依頼**」が最も多く、次いで「**避難行動要支援者名簿から抽出**」となっており、最も優先している対象者の抽出方法も同傾向であった。

・その他の抽出方法として、防災訓練や福祉関係機関の集会、公民館等で行われている敬老会などで希望者を募る、住民基本台帳の閲覧などがあった。

問6 最も優先している対象者の抽出方法



問7 対象者の抽出方法に関する問題点・課題



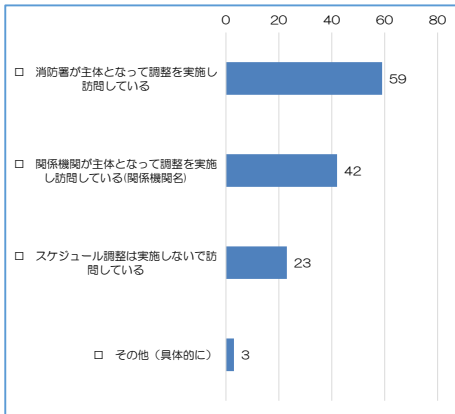
・対象者の抽出方法に関する課題として、診断を了承してくれる方は**比較的安全に対する意識が高い方**であることや、多数いる対象者の中でも**優先順位をつけられない**などがある。

また、名簿を活用して抽出しても事前連絡の時点で本人が拒否するなど、**診断へつなげることができない**、事前連絡なしで訪問した場合は**対応してもらえない**など、対象者の理解を得られない現状である。

・問題がないといった意見としては、避難行動要支援者名簿を活用し、滞りなく防火防災診断が実施できているといった意見や、福祉関係機関が、高齢者世帯を優先的に訪問先として計画し抽出しており、効果的かつ継続的に実施できている、といった意見があった。

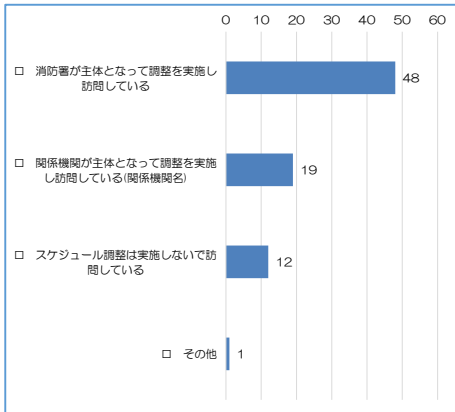
Ⅲ 実施スケジュールの調整方法について

問8 スケジュールの調整方法

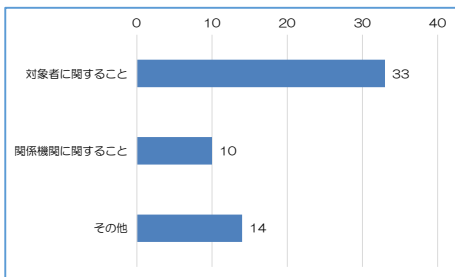


・実施スケジュールの調整方法では、「**消防署が主体となって調整を実施し訪問している**」が最も多い。
 ・その他としては、福祉関係者の訪問時に併せて実施したり、一斉戸別訪問の日程について、町会と調整を実施している、といった意見があった。

問9 スケジュールの調整方法で最も多いもの



問10 スケジュールの調整方法に関する問題点・課題

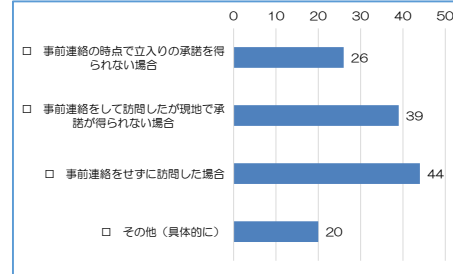


・問題点や課題として、消防署主体で対象者の抽出や、調整を行った場合は、警戒されたり、電話口で拒否されたりと、**理解を得ることが難しく**、関係機関に依頼しても本来業務の合間であったり、町会自治会の方は仕事を持っていたりするなど、**調整に時間を要している**状況である。

・問題がないといった意見としては、関係機関、実施対象者ともにスケジュール調整は円滑であり特に課題としては直面していない署や、連携している協力機関は、団地内に常設された相談室で、周辺住民との信頼関係が深いため、実施対象者ともスケジュールに対して柔軟な対応がとられており、防災指導のきっかけとして大変有意義な方法となっている、といった意見があった。

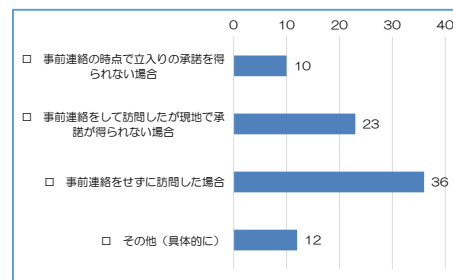
Ⅳ 住居内への立入りについて

問11 玄関先での聞き取りになっている場合

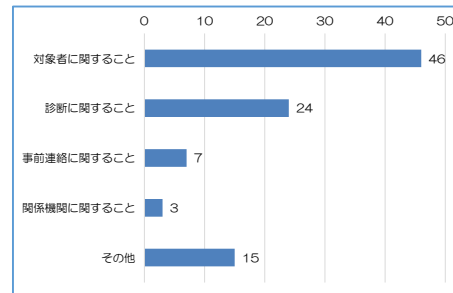


・住居内への立入りができない場合は、「**事前連絡をせずに訪問した場合**」が最も多い。
 ・その他としては、堆積物により物理的に居室に入れなかった場合、聞き取りに対する答えが明確であり、あえて屋内に立ち入る必要がない場合、室内を見られたくないという人や身分をはっきり提示しても疑念が晴れない人もいる、対象者が認知症であるため事前連絡しても忘れられている、といった意見があった。

問12 最も多く玄関先での聞き取りになっている場合



問13 住居内の立入りに関する問題点・課題



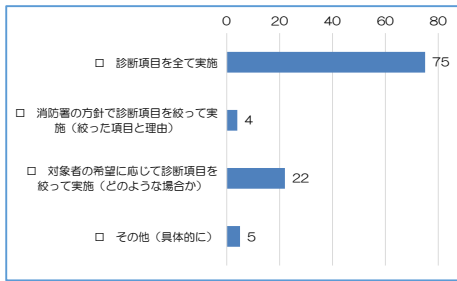
・問題点・課題として、対象者が訪問に関して不審に感じ、立入りどころか**玄関先でも拒否されてしまう**場合が多い。

また、事前連絡をしていても、本事業に対する理解が得られなかったり、本人が忘れていたり、診断時間が長いなどの理由から**訪問先で断られたりする**場合もある。

・問題がないといった意見としては、関係機関の同行があれば、スムーズに診断が実施されている、事前に承諾を得ていれば、特に問題はなかった、福祉関係機関に協力をいただき立入り可能な対象者を挙げてもらっているため問題点はない、緊急通報システム設置時に実施しているので、住居への立ち入りについては特に問題はない、といった意見があった。

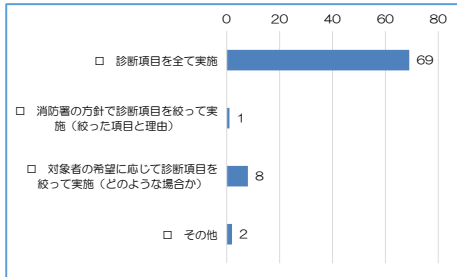
V 診断方法について

問14 診断方法

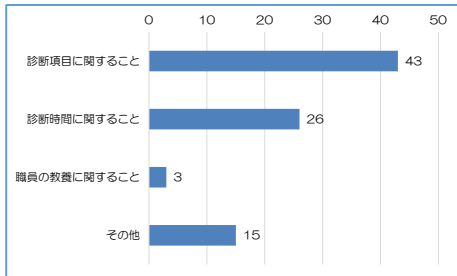


- ・診断方法については、「**診断項目を全て実施**」している者が最も多い。
- ・その他としては、対象者の状況、対応に応じて診断項目を絞って実施、連携先関係機関の時間が取れない場合に診断項目を絞る、といった意見があった。

問15 最も多い診断方法



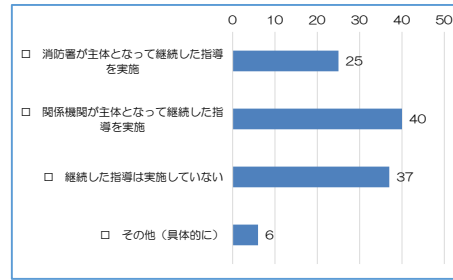
問16 診断方法に関する問題点・課題



- ・問題点・課題として、**診断内容を理解してもらえない、診断項目が多く時間を要し、対象者や関係機関に負担をかけている、プライバシーに関することが聞きづらい**などの意見があった。
- また、プライバシーに関することを聞いたり、診断を効率的に実施したりするためには職員のスキルも必要であり**職員に対する教養が必要**との意見もある。
- ・問題がないといった意見として、誰が実施しても同じ質問項目を画一的に実施できるため、課題は特に感じていない、診断を希望する方は家の中を隅々まで見て欲しいという方が多く、時間をかけてしっかりと診断をする現行のままが良い、身体状況等の確認については、同行してもらった福祉関係者から聴取し、確認が取れないところについては、会話の中で本人から聴取するようにしている、といった意見があった。

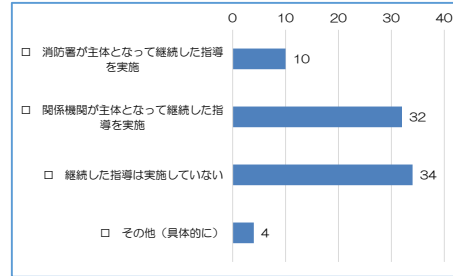
VI 継続した指導方法について

問17 継続した指導方法

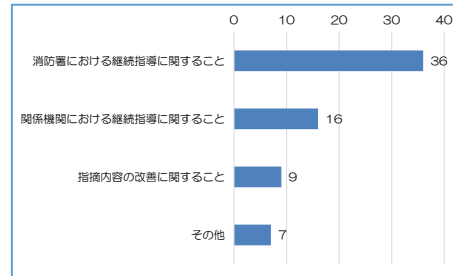


- ・継続した指導方法については、「**継続指導は実施していない**」、「**関係機関が主体となって継続した指導を実施**」している所属がほぼ同数である。
- ・その他としては、特に火災危険が大きい対象者宅については、再度訪問するようにしている、定期的な繰り返して同じ区域を回っている、前回の診断から数年たった対象者に連絡を取り、再度の診断を希望すれば行っている、といった意見があった。

問18 最も多い継続した指導方法



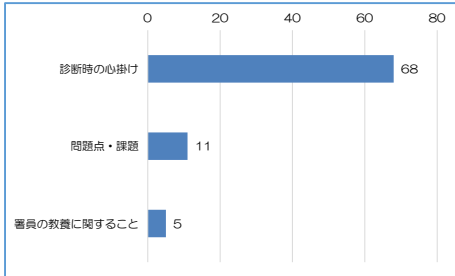
問19 継続した指導方法に関する問題点・課題



- ・問題点・課題として、消防署における継続指導に関しては、多数の対象者がおり、中には改善に費用を要するものもことから、**消防署が単独で継続指導を行っていくのが難しい**現状である。
- また、継続指導を実施しても指摘内容に関しては、**本人の改善する意識が低い**などの課題もある。
- ・関係機関の業務の中で継続指導を行っていくのは、関係機関の本来業務の合間で行うことから、**関係機関の負担**となっている。
- また、関係機関が主体となっている場合は、消防署が**途中経過を把握するのが困難**であるなどの課題がある。
- ・問題がないといった意見として、実施した結果、環境が良いに保たれているケースが多く、その場合継続した指導を実施するに至らない、継続した指導を実施することは、安全の維持管理に欠かせないことであり、一度診断を受けている対象者には継続的な診断の説明をしやすく、受け入れも可能となることが多い、地域包括センターが主体で運営している手助けが必要とされる高齢者に対する総合的な見守りサービスがあることから、継続的な指導は関係機関で行っている、診断結果と合わせ、総合的な防火診断で職員が指導した内容を書式にまとめ、継続的な指導を実施してもらっている、といった意見があった。

Ⅶ マナーやプライバシーについて

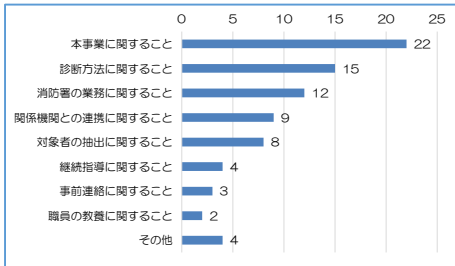
問20 マナーやプライバシーに関すること



- ・マナーやプライバシーに関しては対象者に応じた診断につなげているなど、各署で**様々な心掛けを行っている**。
- ・署員に対し、教養を実施するなど対応している所属もある。

Ⅷ その他の問題点・課題

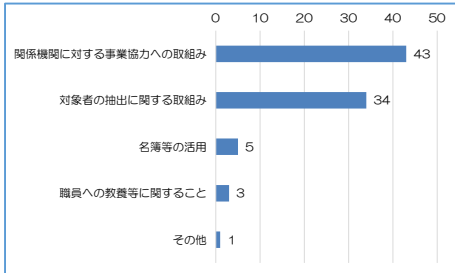
問21 その他の問題点・課題



- ・その他の意見・問題点はこれまでの各設問の回答と同傾向で、**地域の特性に応じて様々**である。
- ・対象者や関係機関に対する理解度を高めるために**本事業の広報を促進**することも挙げられている。

Ⅸ 署独自の取組みについて

問22 署独自の取組みや、関係機関との連携方法



- ・署独自の取組みとしては、関係機関の業務に同行するなど、**関係者への事業協力に関する取組み**や、イベント等で診断希望者を募るなど、**対象者の抽出に関する取組み**が挙げられている。

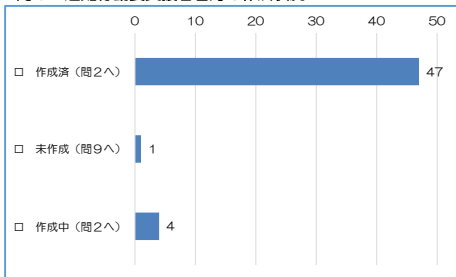
避難行動要支援者名簿の活用等に関するアンケート結果概要

資料2（参考資料2）

実施期間 平成29年10月6日から10月31日まで
 実施対象 東京消防庁管内52区市町村の避難行動要支援者名簿を所管する部署

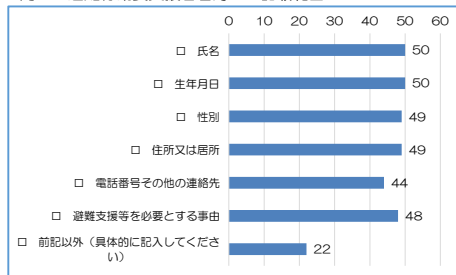
I 避難行動要支援者名簿の作成状況

問1 避難行動要支援者名簿の作成状況



- ・約9割が作成済み
- ・作成中、未作成（来年度作成予定）を含めても全ての区市町村で整備予定。

問2 避難行動要支援者名簿への記載範囲



- ・記載範囲に関しては区市町村によって様々であるが、災害対策基本法に定める項目に関しては8割以上の区市町村が記載している。

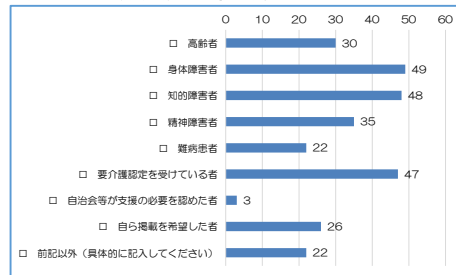
問9 避難行動要支援者名簿の未作成の理由

- ・問1のとおり来年度作成予定。

※問3以降の回答は、作成中・未作成の5区市町村のうち、3区市町村は予定で計上しています。また、未作成、作成中の2区市町村は検討中のため計上していません。

II 避難行動要支援者名簿の対象者

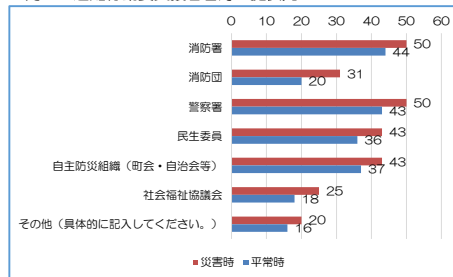
問3 避難行動要支援者名簿の対象者



- ・対象者に関しても区市町村で様々で、高齢者の年齢や、障害者の程度によって異なっている。

III 避難行動要支援者名簿の提供先・活用範囲

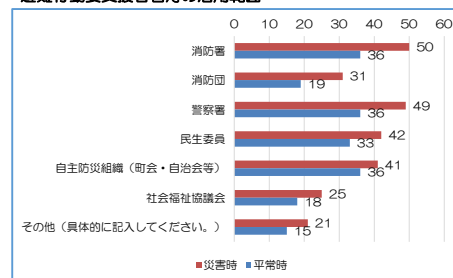
問4 避難行動要支援者名簿の提供先



- ・提供先については消防署に対し提供している区市町村が災害時で約9割、平常時で8割を超えているが、活用に関しては平常時が約7割にとどまっている。理由としては要綱で定めている、個人情報保護の観点から難しいなどの意見がある。

また、今後予定している区市町村や、署からの要望により前向きに検討している区市町村もある。

避難行動要支援者名簿の活用範囲



IV 消防機関へ「名簿未提供」、活用範囲が「災害時のみ可能」の理由

問5 避難行動要支援者名簿の未提供の理由

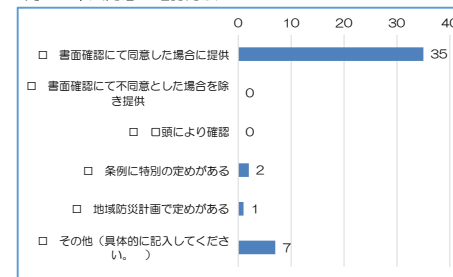
- ・災害時は作成中・未作成の2区市町村を除くと全ての区市町村が提供可能（3区市町村は予定）となっているが、提供先が「平常時のみ」の理由として、災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていないなどの理由で提供できないとの意見であった。

問6 消防機関「災害時のみ可能」の理由

- ・提供先と同理由で、災害対策基本法の解釈、区市町村の要綱や個人情報に関する決まりによる制限、本人同意を取っていないなどの理由で活用できないとの意見であった。

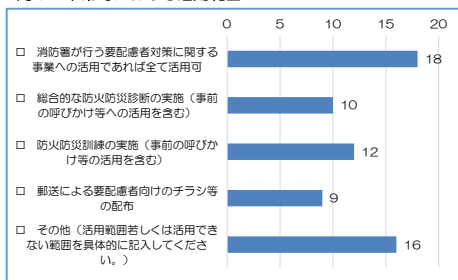
V 消防機関が「平常時に活用可能」な名簿の同意方法と活用範囲

問7 本人同意の確認方法



- ・同意方法に関しては書面確認によるものがほとんどである。

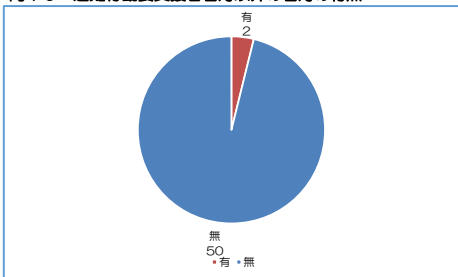
問8 平常時における活用範囲



- ・平常時の活用範囲については、活用範囲が広いが、全く活用できなかが両極端である。**総合的な防火防災診断に関しては平常時活用可能な36区市町村のうち10区市町村のみ可能**である。
- ・その他として、明確な定めがない、消防署からの要望によって検討するといった意見もある。

VI 避難行動要支援者名簿以外で「総合的な防火防災診断」へ活用できる名簿

問10 避難行動要支援者名簿以外の名簿の有無



- ・避難行動要支援者名簿以外の名簿に関しては**2区市町村のみ**でほばない。

問11 問10で活用した名簿の活用範囲等

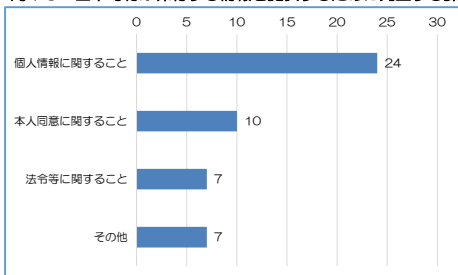
- ・2区市町村

問12 問10で活用した名簿以外の今後の作成予定

- ・今後の作成予定はなし。

VII 区市町村が保有する情報を提供するために発生する問題点や課題

問13 区市町村が保有する情報を提供するために発生する課題・問題点



- ・提供する課題としては、**災対法の解釈、個人情報の保護、管理、本人同意の困難性**などの課題がほとんどである。
- ・総合的な防火防災診断は、**目的外使用**と考える区市町村が多い。

第 1 4 期東京都住宅防火対策推進協議会（第 3 回）議事録

【事務局】

定刻となりました。

ただいまより、第 1 4 期東京都住宅防火対策推進協議会の第 3 回協議会を始めさせていただきます。

本日使用する資料は、次第以下各委員の席上にお配りしてあります。

万一会議中に資料の乱調、落丁がありましたら、係員にお知らせください。

それでは開会に際し、平田会長からごあいさつを頂きたいと思います。

【平田会長】

座ったままで失礼します。みなさんおはようございます。

最近是我们委員を務めている者は、火災のニュースを聞くと心を痛めておられることと思います。

特に、東京都住宅防火推進協議会ですので、東京都には火災予防審議会というのこの協議会の 2 本立てで、住宅の火災対策を特にこの協議会で進めるということを、みなさんと議論する場ですので、是非今日もですね、新しい対策を実際に担当している方はとても苦労をお抱えのようなんですけれども、なるべく進むように、痛ましい事故が 1 つでも減るように議論してまいりたいと思いますので、皆さん是非よろしく願いいたします。

【事務局】

平田会長、ありがとうございます

なお、本日は、足立区の伊藤委員、社会福祉法人東京都社会福祉協議会の川井委員、東京ガス株式会社の花澤委員、国土舘大学教授の山崎委員におかれましては、所要により欠席とのご連絡をいただいています。

また、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長下川委員の代理で、本日は根本課長代理にご出席いただいています。

同じく東京都福祉保健局障害者施策推進部地域支援課長八木委員の代理で平賀課長代理それぞれ代理でご出席をいただいております。

よろしく願いいたします。

本協議会の内容は、第 1 4 期東京都住宅防火対策協議会運営要綱第 4 条に定められたとおり、今後原則公開とさせていただきます、本日の会議結果につきましても、後日ホームページで公開する予定でございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、会議次第に基づきまして、会議を進行させていただきます。

会議の進行につきましては、平田会長にお願いいたします。

【平田会長】

それでは、はじめに、「住宅火災による死者の発生状況と総合的な防火防災診断の実施結果の比較」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは資料 1 をご覧ください。「住宅火災による死者の発生状況と総合的な防火防災診断

実施結果の比較について」説明いたします。

前回の第2回の会議で、廣井委員からいただいた意見の中で、実際に被害にあわれている方と、アプローチを行っている方が一致しているかどうかの検証も必要であるとの意見をいただき、項目は限定してありますが、第1回の会議資料で挙げた、平成19年から平成28年までの過去十年間の住宅火災による死者の発生傾向と平成28年度中の総合的な防火防災診断の実施結果について比較を実施しました。

比較に際しては、診断の診断項目と住宅火災による死者の発生状況の火災調査の項目が若干異なるので各状況別により近い項目で比較を行っています。

初めに資料1-1をご覧ください。

グラフが2つ並んでいますが、資料の左側半分が住宅火災による死者の発生状況のグラフで、右側が、総合的な防火防災診断の診断結果のグラフとなっています。

まずは年齢別の状況です。

年齢状況別に見ると、住宅火災による死者に占める高齢者の割合は約7割となっております。

これは、濃いオレンジと薄いオレンジを足した部分で、約7割と高く、75歳以上の後期高齢者は濃いオレンジ部分は約5割となっています。

また、総合的な防火防災診断は要配慮者を対象としていることもあり、診断実施結果では約9割、濃いオレンジと薄いオレンジを足した部分が高齢者で特に濃いオレンジの75歳以上の後期高齢者は全体の8割を占めています。

次に世帯別状況です。

住宅火災による死者の状況を見ると、明るいオレンジ部分で一人暮らし世帯、これは、老人、身体障害者、病弱、その他の一人暮らしを含めた世帯が全体の約6割となっており、濃いオレンジ部分の老人夫婦のみを含めると7割を超えています。

診断実施結果見ると、一人暮らし世帯、日中独居世帯が半数を超えており、高齢者のみ世帯を含めると、約8割となっています。

次に建物用途別の状況です。

建物用途別に見ると、一般住宅と共同住宅の比率は住宅火災による死者、診断実施結果ともほぼ半数となっています。

なお、専用住宅、一般住宅と標記していますが、いわゆる一般住宅のことを指しています。

次に住警器等の設置状況別です。

初めに、住宅火災による死者では、約6割が未設置世帯となっています。

一方で、診断の実施結果を見ると、住警器等の設置がある世帯が約9割となっており、この項目については、大きな差が出ております。

一枚おめくりいただき資料1-2をご覧ください。

次に身体別状況です。

住宅火災による死者をみると、身体状況では身体障害者、その他の身体不自由者は3割、歩

行状況では寝たきり、寝たきりを除く歩行障害が約3割となっております。

また、診断実施結果では、約4割が身体上何らかの支障がある方でした。

身体上何らかの支障があるとは総合的な防火防災診断の診断項目の中で視力、聴力、移動、日常生活動作、日常の意思決定の何れかに支障があった方をいいます。

各項目について比較すると、年齢や世帯状況等ではほぼ同傾向であります。住警器等設置状況別については設置状況に差がでている状況でした。

また、今回は限定した項目で比較をしておりますが、総合的な防火防災診断の診断項目にある喫煙状況やストーブ類の使用状況などの診断項目と、死者発生の3大要因である「たばこ」、「ストーブ」、「こんろ」等の出火原因や火災の発生状況についても、継続して分析・検証を行うことで、対象者を抽出していく必要があります。実際に被害に遭われている方と、診断を受けている方の層を一致させることにより、真に診断を必要とする対象者に診断を実施していくことができると考えられます。

また、今回の比較で大きな差が見られた、住警器等の設置状況等に関しては、屋内に立ち入らなければ得られない情報となるため、日常業務で要配慮者等とつながりがある、福祉関係機関等と連携した情報収集等により、対象者を抽出することが必要です。

資料1 総合的な防火防災診断の実施結果と住宅火災による死者発生状況の比較についての説明は以上となります。

【平田会長】

ありがとうございました。

こちらの資料は廣井先生から前回ご指摘なされたことですので、まずは廣井先生にコメントを頂いてから、みなさまのご意見を伺いたいと思います。

【廣井委員】

細かく整理していただきましてありがとうございました。

大変私も勉強になりました。

結論のところですが、比較結果の2ページ目ですね、年齢や世帯別にはほぼ同傾向とありますが、1ページ目の上の住宅火災による死者の高齢者以外というところはやはり違っているのではないかと私は思っています。診断結果高齢者以外、64歳以下は3パーセントと比較して高齢者以外の34パーセントの方が亡くなっているということは、やはり防火防災診断はこのままでは良くなって、新しい層、高齢者以外のファミリー世帯やそれから若い方に広げるような努力が必要ではないかと思っています。

それから、比較結果のところでございますが、住警器設置別状況が著しく違っておりまして、想像はされたことですが、やはり防火リスクとか火災リスクの高い層にはきちんとアプローチされているんですけども、そうじゃないことにはアプローチされていないので、そのこととは防火だけでなく防災でも課題なんですけれども、新しい層にどういう風に広げるようにするかというのがやはり課題だなと認識することが出来ました。

先ほど平田先生がおっしゃっていたように、火災予防審議会というのがございまして、昨年

度火災予防審議会では、これは地震防災なんですけれども、地震防災の訓練を新しい層にどう広げるかという取り組みをされておりますので、そういうところも比較されて、防火防災診断に、わかりやすく言うと若者に受けるような防火防災診断の在り方は何か、そういう形で今後検討を進めてもいいのかなという風に考えました。

いずれにせよ、きちんとまとめていただきありがとうございました。

【平田会長】

それでは、みなさまのご意見を受けたまわりたいと思いますのでいかがでしょうか。

この資料とてもよくてですね、皆さんご意見をまとめていただく間に私が伝えておきますと、現在は要配慮者を中心として診断が行われておりますので10600人というのがデータの母数になっていますが相当な数がたまつたと理解しています。

このデータがアンケートの調査の研究手法、社会調査の方法から見ましても、相当大きな数字ですので、東京都だけですけれども、相当な割合の方が対象となって、無作為抽出のデータではないデータですけれども、相当に使えるデータが得られていると思います。

このデータから分析していただくことが、急がれるのではないかということも一つ考えました。

今、廣井委員がおっしゃっていたように、住警器の設置状況がもう一つ違うんですね。

こちらのほうを、皆様だったらどのように対策をとられますでしょうか。

この住宅火災による死者の住警器がない方が実際の死者に多いということを考えますと、私はこの資料を昨日見せていただいて、設置なしの家に行ったらどうですか。

という話をしたんですけれども、そのように効果的な作戦をとることもデータの分析とは別に必要かと思います。

また、この448人の一番左下のグラフに死者のうち448件はどのような方々なのかが、知りたいと思いました。

実際についてないだけでなく、他に原因があるのか、どういう条件をお持ちで、住警器がないのか、というのを探ったらどうかという意見を出したところなんですけれども、是非皆さんも対策を推進するというアイデアをお寄せいただきたいと思います。

この資料とても良いと思いますので、具体的なターゲットが定まるかなと思うんですけれども。

色々な面から見ていただいて、いかがでしょうか。

【廣井委員】

今回のアプローチとは違うんですけれども、10600件大規模なデータなんですけれども、これは28年度だけなんですよね。

27年、26年もあると思うんですけれども、診断を実施して、結果的に住宅火災による死者になった方は追えるのでしょうか。

この家は5年前に診断をしたけれども、残念ながら火災が発生して亡くなってしまったと、そこはきちんと追った方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

総合的な防火防災診断が実際に始まったのが平成25年度から行っておりまして、追える範囲で、平成28年に死者61名発生している内の一人に総合的な防火防災診断を行った方がなくなっています。

これは手持ちの資料で調べたものなのですが、そういったところは追っています。

平成26年、平成27年それぞれ追ったのですが、火災による死者の中で総合的な防火防災診断を受けた方はいないという状況です。

【廣井委員】

その1名の方は何が問題だったのでしょうか。

防火防災診断ではカバーできないような原因が問題だったのか、防火防災診断の後に用途の変更とかそういうものがあつたのか、そういう事例をずっと追うことで、さっきの新しい層に広げるとはまたちょっと別の話なんですけど、防火防災診断の適切なやり方をブラッシュアップしていくような検討につなげられると思うので、追えるのであれば、是非今後検討していただきたいと思います。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。特に10600人を対話していかれたということで、全消防署の方が全部ではないかもしれませんが、相当な数をやってくださっているんですね。

これは1年間のだけのデータなんですけれども、ですから健康寿命を延ばすような、火災を起こす前からの見守りにつながる、改善につながる対策というのはなかなか珍しいものではないかと思っています。

皆さんのイメージだと健康診断みたいなイメージですね、健康診断を受けてそのあとどうするかということなんですけれども。皆さんは健康診断というものを受けてそのあとどうやったら実際に改善が進むかを特に福祉に係る方は身を持ってご存知かと思うんですが、アクションにつなげていかなければならないんですねそこら辺のところを是非ご意見があったら承りたいと思います。

【塩川委員】

ケアマネージャーをしております塩川と申します。

日頃自分が担当している地域は都営団地など大きな団地が多いところの地域なんですけれども火災のリスクというところでは、認知症の高齢者が一人暮らしをされているとかの方で、火の管理ができなくなって鍋を焦がしてしまったりすることが多々あるんですけれども、このデータの中で認知症の方の割合というのはどのぐらいの割合というのは出せるのでしょうか。

【事務局】

今ご質問がございました件なんですけど、認知症について何ですが確実な認知症ととらえるのは消防職員は不可能なんです。

その中でも、認知と疑われるところでのデータは持っております。

ただ今日お示しすることはできないんですけれども、認知の疑いがあるですとか、一緒に同行されたケアマネージャーさんから認知症だよとご助言があった、ご家族からご助言があったですとかそうことであれば確実に認知症だよということが出来るのですが、アバウトな認知症といえますかそういうことでのデータはございます。

【平田会長】

他にはいかがでしょうか。

【松丸委員】

東京電力の松丸です。

住警器等の設置状況について確認をさせていただきたいのですが、まず住警器等となっているんですけれどもこれは具体的にどういうものなのか教えていただきたいというのと、それから診断実施結果でほとんどが設置ありという結果がでていますがこれは診断をして初めてありかなしか分かるのかというこの2点を教えていただけますでしょうか。

【事務局】

今のご質問なんですけれども、住警器等の等でございますが、中にはマンションとかで自動火災報知設備がついていたりですとか、そういったところも住警器に代わるものとしてそこについてはスプリンクラーですとか、自火報であればついていると、設置していると主に共同住宅が多いんですけれどもそういうカウントをしております。

それと、2つ目の住警器がついているついていないは各消防署でも住警器が付いている付いていないはある程度把握できている部分もあるのですが、最終的には総合的な防火防災診断のチェック項目の中にもあって、付いている付いていないを確認している状況でございます。

【松丸委員】

はい。ありがとうございます。

ということは事前に付いていないところを絞って選定するとうことは現実的にはやられていないということでしょうか。

【事務局】

そこだけを特化してというのは現在やっておりません。各消防署によっては対象者をどこのおうちに行くというのは色々トライしているところなんですけど、やはり防火上危険があるよという情報をいただいたりですとか、あるいは名簿の活用ができるのであれば、名簿から見てアプローチしてみるですとか色々なやり方があるので、住警器に特化したというやり方ではやっておりません。

【松丸委員】

はい。ありがとうございます。

私も会長のご意見に賛成といいますかやはりあのこういうところを事前にわかっていければ効果はあるのかなと感じております。以上でございます。

【平田会長】

外から見て住警器が付いているのか付いていないのかはわからないので、今は対象とされていない、条件の中には入っていないんですけども、家の中に入れるというのは福祉の方しかないので、その方々に教えてもらって消防署員の方がいない家を先に聞いて訪ねるといような案をおっしゃっていましたよね。

確かに福祉の方からつないでいただくことが大事で、やみくもにやっていくというわけにもいかないと思うんですね。ですのでターゲットはこの図からかなりわかるなど、住警器の付けていない方々をまずはやるというのが重要かと、それが外から見るとわからないので、それはどこなのかを情報を教えてもらってそこらをターゲットに進めていくような方法の転換も必要である。それからもう一つは住民の方々からのご連絡があるようなので、その方々からご紹介された方は今までどおりやっけていかれると思うんですね、そうすると、2方向からできますので、効果は上がるかなと昨日の説明では思いました。補足されますか事務局の方。

【事務局】

ただ今の住宅用火災警報器の設置の有無というのは今回比較して一番顕著にでた内容でございますので、今後の、例えば的確に対象者を絞っていく項目の一つとしては確かに有効な項目になると思いますので今後の検討の中で絞る項目の一つとして入れていくというのも一つの手かなと思っております。

先ほど会長のお話しでもあったとおり総合的な防火防災診断を受けていただいている方、結果として福祉の方から情報をいただいたり、地域の方から情報をいただいたり、あるいは消防署で行く場合もあるのですが、往々にしてふたを開けてみると、危ない危なくないはあるのかもしれないのですが防火の意識は比較的持っている方が手を上げたり、お声をかけていただいたり地域のつながりがあるかお声をかけていただいたり、というところがあるのかな、ですのでそれ以外の方、中々様々な難しい状況ではあるのですがその辺の判断材料の一つとして住警器がついていないというおうちがあれば積極的にアプローチできるような形にはしたいなと考えております。以上です。

【廣井委員】

関連してお聞きしたいんですけども、住警器が付いている、付いていないだけではなく、ちゃんと全ての部屋に付いているのが重要でして、東京消防庁さんの管内では確か階段では付けるんですけど。東京消防庁さんは消防庁さんの基準より厳しめなんですよ。」

【事務局】

全ての居室、階段、台所ですね。

【廣井委員】

いわゆるその高齢者の方って既存住宅に住まわれている方が多いので住警器、住んだ時に付いていたというのは少なくて購入しているんですね。そういう自分で別途購入した方々は、割と全ての居室に付けている方はそこまでなくて、一個だけ付けるという方が、昔調査した時の感覚的にはそういった方が多いです。住警器を付ける、付けないも重要なんです

が、もし今後調査をするのであれば、ちゃんと全室、階段なども含めて付いているのかというのチェックされるといいかなと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

住警器、まさに付いている、付いていないは私たち一部設置と呼んでいるんですけども、一個だけ二個だけというおうちもまだ多々あります。

実際の消防のアンケートでも全体の6割程度が条例どおりついている。

【廣井委員】

アンケートで全部設置か一部設置かというのはちゃんと統計されているのですか。

【事務局】

毎年、「消防に関する世論調査」というものを作ってございまして、そのアンケート結果の数でございます。

それも含めて一部設置を含めると9割近く85%から90%近くの結果がでておりますので一部しか設置をしていないという方に対しては、条例どおりというのは、住警器の設置の方でもやっていかなければいけない点だと思います。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

特に要配慮者名簿を手に入れることにすごく苦戦してらっしゃいますので、ここで皆さんがそれに代わる別の方法をご提案いただくことがとても重要な気がしますので、是非ここでご議論いただきたいんですけども。

この診断を進めるのにとっても名簿が難しいのであとから話がでてきますが、とても効果的な方法を探していく必要があるんですね。

まんべんなく名簿でリストアップしていくという方法は難しいそうどころが見えていますので是非色々な手を皆さんで考えていただきたいのですが、例えば私が思うと民生委員の方はおうちの中には入れられないんですかね。

【松尾委員】

入ることもあります。

【平田会長】

でもあんまり中までははまらないんですか。

例えば民生委員からご紹介いただくですとかそういうのは可能なものなのでしょうか。

【松尾委員】

はい、可能だと思います。

私は品川区なんですけど、品川区では高齢者の方を訪問して調査させていただいております。その時に、何かあった時には警察とか、消防とかにいただいた情報をお流ししてよいですかという了解を得ています。

嫌という方もいらっしゃいます。

それによって、名簿が作成されて、私たちもその他にも訪問するか、訪問を希望するかしないかっていうのも項目がありまして、その調査に基づいて安否確認しております。

【平田会長】

ありがとうございます。

これは、色々な紹介を得たらどうかと。

【鈴木孝雄委員】

今のお話ししていただいた松尾さんの民生委員の話でございましたけれども、それと同じ線上で、行政の方は、ご承知のとおり、民生委員それから、町会、自治会、それから消防署等には要援護者の名簿が、年度年度で大体新しいのが来てます。

そして町会自治会、私自身も含めて、名簿を持っておりませんが、それは門外不出で、一年ごとに行政が新しい名簿と交換をして我々は保存しておりますのでそれについては非常に名簿はきちっと持っていますのでそれを公表はしないんですけれども、例えば住宅の警報器の設置の点検の際にはこの辺もあるんじゃないのといった形で、提供して、町会自治会の方からこの人はありそうだよといった情報を言って、そうすれば、抵触しないし、何とかうまくいくのかなと思います。

民生委員さんも持っていますよね、名簿は行政の方から全て。

それで私思うんですが、少し先走った話ではありますが、私も初めて分かったんですが、介護士っていうのが介護の専門の方が今日きておりますのでちょっとお聞きしたいんですけれども介護士の方っていうのは年に一回くらいは要援護者の中の介護のされてる等級を持っている方のところに一年ごとに行って、簡単に言うと、免許の書き換えをするような診断をするような形で介護士の方が診断をするっていう、常勤と非常勤があるそうなんです、その辺のところをもう少し濃くして、待遇を改善して、介護士の人に住宅の警報器の話なんかも立ち入って言えますのでそれについては、介護士さんの役割も非常にこれからは高齢化社会ですので有効かなと。

我々が言うよりも、全部じゃないんですけれども要援護者の中の介護の等級を持っている方に立ち入って、その方は聞くところによると、家の中に入って、例えば手すりなんか付ける時にはすべてその人が立ち入って必要かどうかの判断をするようなので、そこまで詳しい方がいるのは心強いのでその辺を活用して一緒にやれば、住警器の確認もなお一層良いかと思います。

それから、少し先走った話ですが、先ほど消防庁の方が、8割、9割が設置されているといった話をしましたけれども、我々住民のサイドとしては、一、二割にしか厳しいことを言うとか一、二割にしか付けてないんじゃないかなと、というのはご承知のとおり、付いていてもみんな期限切れで、稼働してないので、一、二割は、中には交換して維持している家庭もあるかと思いますが、大体がそのままなのでその辺は私は、住民側として心配しております。はい以上です。

【平田会長】

お答えされますか。

【事務局】

今、住警器の厳しいご意見をいただきまして、確かに今、鈴木委員がおっしゃられた電池切れというところは私たちも付けてくださいと同じくらいに適正な維持管理をしてくださいとPRしておりまして一、二割というのは私たちもわからないところはあるんですけれども実際に、電池切れで、ピピピというような、鈴木委員もご存知かと思うんですが、そういう音がして消防隊が確認に行くという案件もたまに出ているということは私達も把握しておりますので、電池が切れて、ほんとに使い物にならなくなって、鳴らなくなるような住警器を減らそうということで、電池が切れたら電池を交換してくれ、若しくは本体を交換してくれと今鈴木委員がおっしゃった一、二割にならないようにちょっとこれはこの議論と外れてしまいますがそちらの方も積極的なPRをしていきたいと考えております。

【平田会長】

他にいかがでしょうか。

【三本木委員】

昨年の暮れに、消防署の方から「防火防災診断の実施」の依頼がありました。まず町会長にお話しして、要介護支援者の名簿を見せていただいて、民生委員の方も誘って実施のお知らせを配布しました。防火防災診断の実施の日は、消防署の方が8名来てくださり、4チームに分かれて、その町会長、防災担当の町会役員、民生委員、女性防火の2名と一緒に分かれて入りました。

民生委員さんは、町会に入っていない方のところに紹介してもらいながら入って行きました。

私は町会に入っている方の男性がお孫さんと二人で暮らしている方と、女性の一人暮らしの方の2軒回らせていただいて、私も家に上げていただきました。

「どうぞ」と言われたので、どういった診断をするのかなと見せていただいたんですね、そしてきめ細かに、一階の台所とかお風呂場とか色々なところを点検されて、また、二階にもいって点検されて、その後に細やかに、「ここの所は改善した方がいいですよ」、「ここの所は素晴らしいですね」、とか言っていて、「これでまた安心して暮らしていけます」とお話しをされてました。

やはり素晴らしく綺麗にされていたので、びっくりしたんです。

他の方にはチラシだけを入れていたので心配な部分もあったのでその家も訪ねたんですね、そこは玄関先だったんですけど、消防署の方が「一応こういう診断やっています。こういうところは気を付けてくださいね」という風なお話しもできたんですね。

その後、4チーム全員と一緒に案内した人たちで集会所に集まって話し合いをしました。

その中で、やはり意見など色々なことができました。またそれが私たちの課題でもあるし、消防署の診断がなくても、私達自治会もきめ細かに入っていかないといけないと感じました。

【平田会長】

このような意見を参考に、名簿で一律に挙げてリスクの高い人を洗い出すという方法も、これは出来たら一番いいんですけども、中々難しいので、草の根から紹介していただいて、先ほど言った住警器がないお宅とかを中心に拾い上げる、紹介、人脈を使う作戦に移行することかなと私は資料を見て思ったんですが、ぜひ皆様他にご意見がありましたらお願いします。

もう一つ議題がありますのでとりあえず進んでよろしいでしょうか。

それではですね、またあとで戻っても構いませんので、もう一つの議題に移りたいと思います。

第14期東京都住宅防火対策推進協議会中間まとめ（案）についてということで、これ一年目なんですよ、一年目なので中間なんです。

皆さんはまた引き続きどうやったら推進できるかを中心にアイデアを結集していただきたいのですが、まずは中間報告のご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料2「第14期住宅防火対策推進協議会中間まとめ（案）」について説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

資料2-1が第14期東京都住宅防火対策推進協議会の第1回、第2回のまとめ、2枚目の資料2-2が課題解決に向けた方向性についてまとめたものです。

第1回、第2回の協議結果の簡単なまとめとなりますので、再度となる内容もありますが、資料に沿ってこれまでの協議経過について説明いたします。

はじめに今回の協議テーマについてです。

住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた「総合的な防火防災診断」の在り方についてです。

下の赤枠に移りまして協議経過等についてです。

今回のテーマの設定背景についてです。

総合的な防火防災診断は、全ての要配慮者に対して実施することが理想であるが、対象となる要配慮者が診断を望んでいなかったり、実施できる人数が限られているなど、その全てに対して実施するのは困難な状況です。

そこで、防火防災上の観点から、真に診断を必要とする世帯を的確に抽出するとともに、診断方法、関係機関等との連携方法等を見直し、住宅火災による死者の低減に結びつく効果的な実施方策について検討する必要があることから今期の協議テーマと設定させていただきました。

第1回目では総合的な防火防災診断の実施状況、住宅火災による死者の傾向等、避難行動要支援者名簿の作成状況についてご理解いただき、より詳細な現場の課題について把握し、検討課題を整理するため、総合的な防火防災診断、避難行動要支援者名簿に関するアンケート内容について協議いたしました。

つづいてアンケート実施概要についてです。

協議いただいたアンケート内容を基に、各消防署の総合的な防火防災診断を担当する職員と、区市町村の避難行動要支援者名簿所管部署へアンケートを実施しました。

総合的な防火防災診断に関するアンケートについては、

関係機関との連携内容や、対象者の抽出方法、診断時間や項目に関する22項目のアンケートを実施し、現場の課題として、現行の診断方法や、関係機関との連携方法で効果的な診断を行っている所属がある一方で、

- ・真に診断を必要とする対象者の抽出が困難である。
- ・診断時間が長く対象者や関係機関の負担になっている。
- ・対象者や、関係機関によって本事業への理解や捉え方が異なっている。

ことなどが課題として挙げられました。

アンケートの概要については第2回の会議での資料を参考資料1として添付してあります。

つづいて避難行動要支援者名簿に関するアンケートについては、

避難行動要支援者名簿の整備状況や、活用範囲に関する13項目のアンケートを実施し、名簿作成済の区市町村は約9割であるが、

- ・平常時の活用ができる区市町村は約7割である。

また、要配慮者対策に関する事業へ活用できるのは18区市町村であるが、

- ・総合的な防火防災診断へ名簿を活用できると明確に回答を得たのは10区市町村のみで、目的外使用と考える区市町村が多い。

ことなどが課題として挙げられました。

こちらのアンケートの概要についても第2回での資料を参考資料2として添付しております。

以上のアンケート結果を踏まえ課題を整理し、第2回の会議で課題解決策について協議いたしました。

一枚おめくりいただいて資料2-2をご覧ください。

資料2-2は、検討課題と課題解決策に向けた方向性についてまとめたものです。

第2回の協議会で事務局が提案した解決策について委員の皆様の意見を頂いたものも反映させていただいております。

検討課題は大きく3つにわけております。

一つ目は総合的な防火防災診断の周知方法についてです。

周知方法の課題と解決の方向性としては、幅広く効果的な広報として

- ・各種イベントや広報媒体を活用した広報の推進や
- ・親しみやすい名称の検討

が必要であるとの課題が挙げられました。

これらを解決する具体案としては、

- ・各種広報媒体等を活用し、成功事例や診断の必要性を周知する広報を推進していく

・親しみやすく周知しやすい新たな名称について検討し、都民へ周知していくことなどが挙げられました。

二つ目は総合的な防火防災診断の実施方法についてです。

総合的な防火防災診断の実施方法については、大きく3点

- ・真に診断を必要とする対象者の絞り込み方法の検討
- ・総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりや効率的な診断の実施
- ・継続指導と情報共有

が、課題として挙げられました。

一つ目の

- ・真に診断を必要とする対象者の絞り込み方法の検討

についての、解決に向けた具体案としては、

まず、住宅火災による死者の傾向等から、真に診断を必要とする対象者例を掲出し、関係機関等と連携して当該対象者の優先的な抽出方法を検討するとともに、その後の診断への結びつけていく

ことが挙げられています。

次に2つ目の

- ・総合的な防火防災診断につながる新たな仕組みづくりや効率的な診断の実施

については方向性として、

- ・本人からの手上げ方式による診断の検討
- ・福祉関係機関との連携強化や新たな協力者の掘り起しの検討
- ・ニーズに応じた診断方法の検討
- ・対象者への診断に対する満足度の確認

が考えられ、解決に向けた具体案としては

- ・ポスティングによる診断希望者の募集や、イベント会場での診断希望者の募集や、
- ・関係機関へのヒアリングによる情報収集や、働きかけによる新たな協力者の掘り起し
- ・診断項目の絞り込みや、関係機関への業務への同行、また、職員のスキルアップによる対象者のニーズにあった診断の実施などが考えられます。

また、対象診断者の総合的な防火防災診断に対する評価を確認するための

- ・診断対象者へのアンケート調査の実施による満足度調査や

より効果的な診断を実施するために、

- ・診断対象者と住宅火災による死者の傾向の継続した分析・検証

を行っていくことなどがあげられます。

3つ目の

- ・継続指導と情報共有

については、関係機関との情報共有方法についての検討が必要であることから、関係機関との継続した協議をしていく必要があることが挙げられています。

最後の三つ目の課題は、難行動要支援者名簿等の活用方策についてです。

この課題については、次の2つが挙げられました。

1つ目は

避難行動要支援者名簿の総合的な防火防災診断への活用方策についてです。

現在、避難行動要支援者名簿に関する使用については、各区市により扱いが異なることから、解決に向けた具体案としても、一律に行うのではなく各地域後の状況に応じた協議を推進していくことが考えられます。

また2つ目の

避難行動要支援者名簿以外の名簿の活用の可否についても、各関係機関により状況が異なることから、関係機関への情報収集を行い名簿の整備状況を確認するとともに、活用に向けた働きかけを行っていくことが挙げられました。

検討課題と課題解決に向けた方向性については以上のようにまとめさせていただきました。

最後に、青枠の課題解決に向けた今後の対応として、

平成30年度は、各消防署で診断方法や手上げ式などによる診断実施の試行や名簿の活用などの区市町村へのヒアリングを行い、その結果を検証するなど引き続き課題解決に向けた協議を行っていきたいと考えています。

具体的には、先ほどの具体案にも出てきました、

ポスティングなどによる本人希望による診断対象者の募集や

対象者や関係機関のニーズに合った診断の実施等の試行、

区市町村等関係機関との連携強化や新たな協力者の掘り起しを行うための関係機関へのヒアリング

診断を受けた方に対するアンケート調査等について検討し、30年度に行いたいと考えています。

そして、30年度終盤までに報告書として2年間の検討結果等を取りまとめ、

総合的な防火防災診断が、真に診断を必要とする対象者への診断をより効果的に実施され、住宅火災による要配慮者の被害低減へつながるよう、進めてまいりたいと思います。

資料2の説明については以上となります。

【平田会長】

はいありがとうございました。

参考資料1と2については

【事務局】

参考資料1と2につきましては前回第2回の会議の中でアンケートの結果として付けさせていただいておりますので、特にここで詳しい説明は省かせていただきます。

【平田会長】

それでは皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

私が皆さんを狙い撃ちする形になりますけれども、方策は整理していただいたんですけれ

ども東京消防庁の方がですね、その中でも大事なことは名簿に苦戦していらっしゃるようなので名簿についてはかなり法令に縛られていたりとか難しい面もありますので、先ほどのように別の網をかぶせるという方策が必要かと思えます。

それは、どんな人のネットワークがあるかその地域に、どんな要配慮者に対して、普段カバーされているネットワークがあるか、掘り起しだと思えるんですけども、それらについての関係者の方が、この場に集まっていられるのでどういう点が難しく、どういう点が可能性があるのかを是非教えていただきましたと思うんですけども。最初は行政の方にちょっと4名いらっしゃるのでもよろしければ名簿に光はあるのか、それは中々難しいのかそれから、ご理解いただいている市町村もありますのでどういう感触なのか、率直なご意見を伺いたいと思うんですがいかがでしょうか。

【鈴木孝雄委員】

今、名簿の件でお話しをいただきました。

まさしくですね、結局、情報の保守ということで、先ほど申し上げた消防署、民生委員、町会自治会に全て共用しているわけですが、私ですね、前には傷病の情報の提供が行政からあったので、こんなもんじゃないだろと言ったら、逐一、全部の対象を今度は配っているはずですよ。

そしたら今度は、町会自治会のところに持っていったら、予想以上にこの名簿の名前が多くてこれは第1次的には防災の時の震災の時の対象なので、要援護者の名簿があまりにも多いので手に余ってとてもじゃないけれど助けられないよと逆に今度は少ないだろうと言って、正直に出したら、今度は手に余るといふような苦情が来るくらい的人数が高齢化を迎えて、多いわけでごさいます、消防署も全てつかんでいるわけで、民生委員の方もつかんでいるわけでごさいますそれをうまくもう少し、例えば住宅の警報器の時にうまく利用できるようなことがあればいいなあと、会長さんがおっしゃったような利用がうまくその中で抽出して、可能な限り公開があってもいいのかなと。

その辺は私もわからないところなんで、今後の取組みを待たなければいけないなと思えます。

ついでに、一、二言わせていただきますと、資料2-2の中で、青色の2の右側の具体案の中の真ん中で、ポスティングやイベントでの診断希望者の募集というのがありますけれども、これはこの欄の下の関係機関への情報収集、活用に向けた働きかけとつながるんですけども、このポスティングの内容につきましては、提案なんですけどやはり高齢者向けの件に関しては、あまり羅列して色々な項目を盛りだくさんにしても受け入れが不可能かなと私は推測しますので、対象を絞って内容については絞ってやればいいのかと思います。

そして、一と最後の関係機関への情報収集と活用ということですが今既に結構、行政の催し物なんかには消防署、消防団の方が協力しておりますのでなご一層ですね、色々なイベントに参加をして、その場で、不特定多数といいますか、元気な方も含めてポスティングするような形でその現場で配るといふ形も必要かなと思えますので、まだまだ足りないかなと私は

思いますのでそれについては町会自治会と行政が一緒となってPRに努めていくべきかなと思います。

ちなみに、これは提灯持つわけではないんですが、東京ガスさんは、色々な行事に、防災訓練なんか大きなところには出るんですけども、小さいところにも出た方がいいよと言ったら協力してくれることになりまして、そうは言いながら、一辺に例えば3月11日の震災の訓練の日には手が足りませんので、絞った形で出るという形もとっていただきましたので、東京ガスさんもそういう形でPRするという形がありますので、消防庁の方もそういった形でPRをしていただければ私たち住民も協力しますのでなお一層濃くしていただければいいと思いますのでご配慮をお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

今、鈴木委員に、先に試行の話をしていただいたんですけども、まさにそのポスティングと手あげ方式ということで、まだちょっと具体的な内容はこれから詰めなければいけないんですが、今、地域のイベントで配ったらどうかというお話をいただいております、今まさにそれも検討しているところがございます、中々消防署が不特定多数のおうちに行って声をかけても入れてもらえない、門前払いをされてしまうというところが消防署のほうから課題として挙がっているところがございます。

ですので例えば、高齢者が比較的多く集まるようなイベントですとか防火防災訓練そういったところでもいいと思います。

そういうところに総合的な防火防災訓練の広報をしていただいて、例えば葉書ですとかその場でも募集できるような形で受けてみませんかということでお声掛けして、じゃあ受けてみようかな、後で葉書かなんかで送るというようにして自分から手を上げていただくような方法をちょっとやってみたいなという風に考えております。

ただポスティングについても例えば一つの区でやるにしても非常に多くの方が対象になってしまうので、そこはエリアを限定するですとか考えて進めていきたいなと考えております。以上です。

【平田会長】

ありがとうございました。

それでは先ほどのグループに戻ります。

行政から名簿を出すというのは難しいことなんだと思うんですよ。

その部分は置いといて、ご紹介いただけるネットワークとか、ポスティングは防災のイベントとか色々やってらっしゃるので、その場で配ることはできると思うんですけども、実は防災のイベントやると配りものが多いんですね。

埋もれてしまって、やるっていうアクションに少つつながらないかなというところはあるんですが、ぜひこういう方法はどうかとアイデアみたいなものがありましたら、ここに4名いらっしゃいますのでお伺いしたいんですけども、委員の皆様からご意見あります

でしょうか。

【城所委員】

多摩市の城所と申します。

こんな方法というところと、名簿の未来みたいなどころと合わせてお話しが出来ればと思っていて、名簿の未来の方は、中々見通しは厳しいかなと感じているんですが、多摩市は、福祉部局と連携して、防災が避難行動要支援者名簿を作って、消防署へ渡して活用していいですよという形になっていますけれども、どこが暗いかと思いますと、避難行動要支援者名簿の対象者が各区市町村で違うと思うんですよね。

違う対象者をもとに東消さんが東京都全体でやると、成果にばらつきがでてくるのかなと思います。

だからその摺合せ、恐らく東消さんの方でフィルタをかける必要がでてくるのかなと、手間が増えるのかなとということと、その特徴的な例として、多摩市と私が知っている近隣市町村は恐らく、高齢者がはいていないんですね。

元気な高齢者が今まさにアンケートで言った高齢者というカテゴリが抜けてくるのでこの名簿を使うのは非常に厳しいのかなと思います。

多摩市としては使ってもらうのは前提で構わないんですけども、もう一つ手間が増えるのかなということと、紹介ということでは、多摩消防署の方は、結構苦勞されていて、よくやっていると思うのは、自治会狙いうちでやっているみたいなんですよね、

消防署さんのネットワークって、小さな防災訓練に消防署の地域担当の方が行くじゃないですか、その際に感触のいい自治会長にちょっとやってみませんかと営業かけていて、そこでのってくれたところに、狙い撃ちをしているようなやり方をしております。

これが全ての消防署に合うかはわかりませんが、手っ取り早いかなと思っています。欠点は、署員さんも少ないので年に一か所か二か所くらいしか行けてないので、それをローラー的にできればよくて、さらにローラーにさっき言った名簿をワンフィルタかけて、効率よく、この地域にこれくらいいるんですけども、この方に声をかけていただけませんかというのを進めていくのがいいのかなということと、最後なんですけれども、消防署の方と話をしていると、地域に下りにくいそうなんです。

地域に行ってお話ししにくいということがやっぱりあるみたいで、消防署が行くと、何か手土産みたいなものがあると行きやすいのかなと思ったりして、防火診断実施済みシールとか玄関先に掲げられているとか、東消さん難しいんですがインセンティブでなんかあげるとか、手土産は難しいんで、東消さん難しいんであれば、東京都さんの福祉部局の方が予算出して、東消にあげて持っていくという方法も、こんな委員が集まった協議会だから自由に言えるんですけども、方法もとれるのではないかなと思いました。以上です。

【平田会長】

それでは飛田和委員お願いできますか。

【飛田和委員】

資料2の2にもありました関係機関との継続した中で、お話しをさせていただこうかと思ったんですが、会長からのご指名ですので少しお話しさせていただきます。

第1回目でも発言させていただいたんですけれども、名簿が自治体ごとに対象が違っているので東京消防庁さんの方で、何の名簿が欲しいのか固まっていけないのかなと思います。

名簿というのではなくて、個人の情報というのを我々も収集するためには、法令があったり、個人情報審査会があったりですとか、あと本人の同意書があって、この三つがないと我々もこの避難行動要支援者名簿って作れないんですね、そういうのをクリアして作ったんで、東京消防庁さんが実際にそういったことをされるのかどうかを検討の課題なのかなと思います。

そういう意味で、一つのアイデアなんですけど、正規に渡した名簿を、災害時のために、同行した時に同意書を書いてもらうとかっていうのを2度手間になって大変かもしれませんがそれが一つ。

でもう一つは地区の訓練ってやっています、消火訓練が非常に多いと思うんですが、消防職員の方は、消火活動に長けた方がいて、その中でやっているかどうかはわかりませんが、防火防災診断のお話しはされているのかが見えていません。

そういったところでご案内をさせていただくとか。あと渋谷区の場合は、おとしから渋谷防災フェスということで代々木公園でちょっとしたフェスということで、区民だけではないんですけれども東京消防庁さんからすると、都民が対象であり、そういったところで活用して、前回3万人も来場者がきているので、そういった方に宣伝していただくといったのがあれば、全体の防火防災に少しは効果があるのかなと思いました。

【平田会長】

ありがとうございました。

川島委員お願いします。

【川島委員】

台東区の川島です。

名簿に関してはお二人が言ったように非常に難しいのかなと感じます。

資料1に戻ってしまうんですが、これまでは高齢者の方に特化したお話しになっていて、それは当然当事者の方が多いんですが、こちらの方を見ていて、建物別のところで、共同住宅とか、複合とかなっていますよね、逆に言うと防災訓練とか来る人っていうのはもともと意識が高い人なのでもしかしたらもうすでにやってる部分があるかと思うんですが結局はそういった人の意識の低い人にどうやって防火防災診断をやっていただくが考えると、多分、一種の強権的な方法を取らないと、やっていただけないんじゃないかなとですから逆に言うと東京消防庁さんの方でどこか不動産会社さんと協定を結んで、例えば消防計画を出すときとか、消防点検とかあるじゃないですか。

そういった時に強制的にやるとか、そういったところでやらないと恐らく意識を持っても

られない。

今までのままですと、意識のある人は防災訓練来てるのでそこにチラシとかやっても恐らく数的には伸びないかなと。

ポスティングにしてももともと興味の低い人は多分見ない。

ある程度強権的にやれば。

それとは別に先ほど申した通り、名簿は難しいので、各地域の多分高齢の福祉の方でやっていると思うんですが、高齢者の見守りネットワークですとかそういったところに区によって消防さんが入っているところとか入っていないところとかあると思うんですけれどもそういったところから情報を得て、強権的にやるのと、下からやるのと両方の形でやっていくしか正直特効薬というのではないと思います。

水を差すような発言で申し訳ありませんが聞いてて思いました。

【平田会長】

では福祉の方からいかがでしょうか。

【傳委員】

福祉の所管から参加させていただいているので、2点お話しさせていただきたいと思いません。

1点目はネガティブな話です。

先程の1点目のお話しの中で、真に診断を必要とする対象者をスクリーニングするために、介護の職を使ったらどうかという話がありました。

つまり、お宅に上がって行って中を見るのは介護の職員だったりとか、ケアマネだったりですとかが入っていけるんだから中の状況がわかるのではないかという話があつてんですけれども、正直な話、介護職員とか介護の世界の人間が、家に入っていくと、防火設備を見るスキルはないです。

例えば私自身もこの中のどれが火災報知の機械かわからないです。

例えばケアマネさんが月に1回そのお宅に行ったり、ホームヘルパーが中に一緒に入るけれども、その家の防火設備がきちんとしているかどうかは多分判断がつかないと思うんですね。

例えば利用者の方に住宅用火災警報器つけましたかというのと大体認知が入っていると、なんか付けたような気がするよねといった感じになっていくし、付いていないお宅については消防署さんや、市役所さんに連絡してくださいといった仕組みを作ったとしても例えばここのおうちは大丈夫だと思っていたうかが火災にあった時に、ケアマネさん毎月行っていたよねって言われたら、ケアマネさんつらいと思うんですねそうすると、スクリーニングのために介護の職を使うのはちょっと難しいんじゃないかなという風に思いました。

2点目です。

ポスティングとかイベント会場でのお話しですが、これはすごくいい話だなんて思っていて、例えば介護の一般市民向け講座ってすごい人気があつて、介護予防講座とか、認知症予防講

座とか、市がやるイベントの中ではすごく集客力が高いものであります。その中で例えば警視庁さんが、特殊詐欺防止の講座を私達のイベントの中に一緒に来てお話しをさせていただくとかそんなこともありますので、東消さんも一緒にコラボレーションさせていただいて、大体ターゲット似てくると思うんですがそんな風にパッケージングして、各区市町村の高齢担当にお話しをさせていただければ、イベント会場で集客がたくさんきているところの場を提供することは可能なかなと思います。

【平田会長】

それではご一緒に福祉の面からお願いします。

【藁谷委員】

大田区の地域包括支援センター大森の所長をしております藁谷と申します。

私は実際に大森消防署の方たちと防火防災診断の方に地域の方に伺ったりしております。

実際初年度このお話しをいただいたのが一昨年になるんですけれども、消防署の方から、防火防災診断ということについてご説明いただき、その段階で包括の方は防火防災診断のことを詳しく存じなかったものですから、職員が、消防署員の方と一緒に訪問してどういったものなのかというのを職員が体験させていただいたというのが初年度です。

今年度に入りまして、実際にとってもいい方法だということでもっと積極的にやっていたらといった観点から、私どもの方から、消防署の方にこういう方を一緒に行っていただけないかと連携を密に取るような形になっております。

後半になりまして、そこから実際にその方を担当しているケアマネージャーさんとか地区の民生委員さんにお声をかけて、ご一緒に同席していただくという段階を得て地域で少しずつ草の根的にさせていただいているところです。

今実際にやっている現状というのはそういう形で、実際にそういう人たちは一人暮らしの方が多いんですけれどもご家族が同席できないという場合でも実際に許可を取ってやらせていただいて、あとから、必要に応じて消防署の方から、直接ご家族に今こういう状況ですということで詳しくご説明を再度させていただくことをお願いして実際に行っていただいております。

こういう風に少しずつですけれども地域の方たちにこの事業のこと、実際にプラスがあるということが広がっていったらと今コツコツとやっているところでもあります。

来年度以降またこれについてもお話しがあったイベントですとか、チラシ配りとかどういった形で広報していったらいいかなという風に考えているところなんです、実際に私たちの関係機関、シニアクラブですとか、町会の方もそうですし、警察の方も連携を取っていますし、社会福祉協議会それから商店街、病院、ありとあらゆる関係機関、最近では世代間交流ということで認知症サポーター講座をお子様たちにとということで、学校からPTAの方、民生委員さんの方は児童委員も兼ねていますのでそこからご紹介をいただいて、少しずつでも本当の防火防災診断の良さですとか、意義を口で伝えていけるのが一つの大きなことかなと思います。

それは町会の方たちと見守りのことについて会議をさせていただいた時にいかに情報を流すのがいいのかという時にやはりチラシや掲示板というのもあるんですけども私どもが担当しているのも高齢者というのもあり、中々掲示板も読めない、読まない、いいなと思ってもメモがないので日付が書けない、連絡先がわからないということも多いのかなというお話しがあったり、あと実際にちらしとかをお配りしても回覧板とか回してもそれをメモに書いて一人で出かけるものというお話しも聞き、何が一番効果的なのか町会の方たちにお聞きしましたら、ロコミですと言われたので、とにかく知っていただくことがすごく大事なことはないのかということで、もちろんチラシやなんかをもとに若い層の方には広めていく必要はあると思うんですが、高齢者の方にはロコミをしていく、そのキーパーソンをみつけて、お伝えしてもらっていくということが凄く大事なのかなという風に今思っております。私の方は以上です。

【平田会長】

色々なアイデアが出たと思うんですが、行けるところから行くというのはいかがでしょうか。

あと、異業種と組むっていうのもありますので、ガス石油機器、電機工業会、東京電力とお見えになっていただいているのでなんか接点はないでしょうか。

【衛藤委員】

ガス石油工業会の衛藤と申します。

いつもお世話になってます。

わたくしどもは火災の発火源となるガスこんろであるとか、石油ストーブであるとかそんなところの安全啓発を行っているところでございますが、実際のところ、メーカー単体でございまして、メーカーは消費者との接点が全くないということで、それではよくないということで地域婦人団体連盟さんと連携をしまして、婦人団体さんの会合に啓発内容を伝えていこうというような活動をしています。

そしてまた、今年から防火クラブということで、消防さんと連携されている方が多いと思いますけれども防火クラブでの会合、集まりに、20分でも、30分でも時間を頂戴して、その中で講習をしていこうというような試みを始めたところでございます。

この場で参考となるようなことはございませんけれども、私どもも同様に悩みがございまして、どんなところから差し込んでいくのかということがございまして、先ほどキーパーソンという言葉がございましたけれども、やはり防火クラブにいらっしゃる方というのは恐らくは意識の高い方、地元に戻れば非常に周辺のご家庭の感じもご存じの方ということもありまして、そういう観点で活動を続けさせていただいているところであります。

以上でございます。

【平田会長】

お願いします。

【金子委員】

日本電機工業会の金子と申します。

私ども担当しておりますのは、白物家電の工業会でございます。冷蔵庫ですとか、洗濯機の他に火災に関係する製品としては電気ストーブを担当しております。

安全啓発に関しましては正しい使い方に関しまして私どもの工業会のホームページで安全啓発の内容を掲載したりとか、電気製品の場合は必ず購入しますと取扱い説明書が付いてきますけれども、火事にならないようにということで安全な使い方について大体各社記載内容について似たような形で書いていきたいと思いますということで歩調を合わせた表現で記載しております。

また、安全啓発に関しましては各地方の自治体の皆様方に、地方の機関紙に載せていただくようご協力をお願いしております。

それから、安全の啓発だけではなく、実際に製品を作るにあたり、例えば電気ストーブですと地震のときに倒れて火事になったりということがございます。

大体今のストーブは倒れると電源オフスイッチがストーブの底の方に付いておりまして倒れるとそれが作動してオフになるんですけれども今から20年位前に阪神淡路大震災の時にストーブが倒れて電源オフスイッチが作動したんですけれども棚だとか色々なところから物が落ちてきて電源スイッチをふさいでしまって倒れた状態で、オンになってしまったという事例があったということで、この事例をきっかけに私ども工業会のメーカーは、倒れたら電源は必ずオフになる構造を作りまして、今は大体私どもの工業会に入っているメーカーのストーブはそういった構造になっています。電気製品が守らなければならない法律として電気用品安全法技術基準というのがあるんですけれども、その中に昨年ようやく入れ込みまして基本的には国内で売られる電気ストーブはそういうような機能を持たなければいけないといった規制がかかりました。これは経済産業省様に当会が協力してそうなったわけですが安全な使い方だけではなく、安全な製品づくりといった面でも協力させていただいております。以上です。

【平田会長】

直接住民の方とのネットワークはお持ちではないですか。

【金子委員】

私ども工業会ではそこまでは直接行っておりません。

【平田会長】

それでは松丸委員お願いします。

【松丸委員】

東京電力松丸です。

私どもも似たような普及活動といった点では前回、鈴木委員からご指摘いただきました感震ブレーカの普及をどうしていかうかと考えている中では、大きく二つやっております、一つは各自治体さんの実施される防災訓練とか、9都府市の防災訓練、こういうところにはうちの職員が出向いて感震ブレーカーの普及についてパネル等を展示しながらご覧い

ただくということをやっております。

それからもう一つは各ご家庭の電器の設備の安全を確認するという事で、4年に1度なんですけれども基本的には各お客様のご自宅に、これはうちの社員ではないんですが、委託をしている会社、例えば関東電気保安協会ですとか、そういったところの方に家のブレーカー一周りを見てもらうですとか、そういうことを行っております。

その際に電気の安全のパンフレットを必ずお配りをしていると、その中に必ず感震ブレーカーの推奨をさせていただいている。そういったことをやっております。

消防庁様も参考にさせていただければと思います。以上でございます。

【平田会長】

ありがとうございました。

そうすると次のグループは介護者サポートネットワークセンターの牧野委員、こんな方法がネットワークにあり得るんじゃないかというのがありましたら

【牧野委員】

今日のお話を伺ってしまして、3つほど私の立場でお話ししていただきたいなと思ったんですが先ほどの地域包括の方がおっしゃっていましたが、やはり住民の方々の力を活用するという方法はこれから有効ではないかと思っているんですね。

特に福祉や介護の分野では全て地域の方で色々なことをやっていただくための仕掛けをかなりやっているわけです。

行政も含めてですね、前回の時にも申し上げたように、今、地域の皆さんがあちこちに集い場を作ろうとしております。

私どもの立場としては集い場を運営するボランティアな人たちを地域で掘り起こすというような仕掛けを、影の仕掛けやというんですがそういうことをやっております。

そういう方々は実は新宿内で一つ案件があるんですが、研修講座の中に消防団の方が参加されたんです。

これは非常に良いことだと思ったんですがやはり消防団の方はみなさんに防災意識を皆さんにもってほしいという思いで入ってこられたんですが、その集まりの中で、ここであまりその話してはいけないんですねとおっしゃったんですけれども、どうぞお話ししてくださいと、必ず研修をやってもお茶会のようなことをやりますのでそうやって徐々にみなさんの連携力が高まってチーム作りをしていくんですが、そういった場にぜひきていただくような斜めの関係とよく言いますけれどもそう仕掛けを作っていくような必要が福祉の方は総合事業とかの仕組みの中に非常に有効なのではないのかなと、平場ですので、住民の方が自然にお話しができるといった効果があると思っています。

もう一つ感じたことは共通に本当に支援が必要な方には支援が行き届いていないというのはどの分野でも共通するんですが、一つは家の中に入ってこられることへの非常に抵抗感があるということと、消防とか行政のにおいという失礼かもしれませんがそういう方々が制服をかつちり着てこられると、市民としては構えができてしまいます。

それと、どういう構えができてしまうかという、評価されてしまう。

診断はまさに評価なんです、評価されるんじゃないかと、ようするに怒られるんじゃないかとそういう気持ちをはたらくわけですね、やはり皆さん真面目なので、悪い点をつけられたくないという思いがあって、後ろめたさがあって入らないでくれ、要するに閉じてしまうことが発生するんじゃないかなと。

住民の心理としては特に社会的孤立をしている方は、社会から排せされているという意識がありますので、特にそういった心理が働くのではないかなと思います。

だからこそ住民の方がそういった目線といった言い方をしておりますが、私どもは介護している人を発見する視点を作ってもらおうという動きをしているんですが、そういう意味でいうと、防火に対するキャッチができる市民を育てる取組みをもう少し力を入れられたらいいんじゃないかなと、認知症の分野ではそれが非常にうまくいっているんじゃないかなと認知症サポーターとか介護予防サポーターとかさっき防火クラブのお話しができましたけれども防火フレンドとか、防火サポーターですとかキャッチーな言葉を作ってみんなでそうなりましょうと、キャンペーンを張るといいのではないかと。

特にこういった分野って私は男性に向いているのかなと思うんですね、お話を聞いてくださいとか、サロンに参加してくださいとかいっても、目の見えない成果に関しては男性は引くんですけれども、やっぱりハードなものが動くものに対してはシニア男性は反応されますので、もしかすると防火クラブとか、防火フレンドとか防火サポーターとかなんかかっこいい名前をつけて、研修講座みたいなことをされますと、そういう層を作っていくというような動きをされますと目線が出来ていって、その目線でサロンやカフェに参加されつつ、またアウトリーチで訪問しながら、このうち大丈夫なのかなっていうことをキャッチしながら入っていただくと、そういう風な戦略的な取組が必要なかなと思っています。

三番目には今私ども介護する人のアセスメントを作っているんですが、やはり診断とかアセスメントの中に、他の分野のアセスメントの中に項目を入れていくということが重要だと思っているんですが、ケアラーの手帳を作っているんですけれども、その中に緊急避難所がありますかという項目を入れたんですね。

それと同じような感じであなたの防火、あなたの家の住環境という項目の中に、防火設備ありますかという項目を一つ入れるだけでも意識が違ってくるのではないかと、申し上げたいのは、自発的、主体的に住民やご本人がやりたくなるような仕掛けをつくる必要があると思って、さっき手土産の話がされていましたがけれども、私も賛成でやっぱりインセンティブ、介護予防をなんでこんな一生懸命されるのかといいますと、皆さんポイントが狙いなんですね、介護予防でどこかに出かけると、自治体によっては1点、2点のポイントが付くと、それを集めると、商店街の振興券が付くんですねそれが欲しくて皆さん頑張るんですね、さっきシールの話がありましたけれども診断するとポイントがつくよ、それを集めると振興券になるよ、そうすると地域の活性化にもつながるので斜めの取組みっていうインセンティブを含めて住民の皆さんが主体的にやりたくなるようなおもしろい仕掛けをつくられる

とよいのかなと感じます。以上です。

【平田会長】

ありがとうございました。

皆様、様々な意見が出ましたが、強権的な発動ということだと東京都が思ったんですが、東京都ではいかがでしょうか。

周知をどのようにするか、強権的にというわけではなく周知とか、東京都が理解を示していただかないと中々進まないと思うんですね。

各自治体が一つ一つ違うんだよというところに入っていっているとそれだけですごく時間がかかってしまうんですけども、東京都では何か応援して下さることはありませんでしょうか。

【下川委員（代理根本課長代理）】

在宅支援課で課長代理をしております生活安全担当の根本と申します。

二つの視点からお話しができればいいかなと思います。

一つは福祉の視点からということなんですけれども資料の1-1において後期高齢者と前期高齢者の死者が多くなってきているということに対しては、福祉の視点が必要なのかなというところはあります。

東京都としても国としても地域包括ケアシステムの中に消防が入っていくと、今は既に入っていくことが前提なんですけれども、消防がもっと積極的に地域の中で連携先を見つけていかなければいけないのかなと思います。

じゃあ連携先はどこかなということになるとどうしても福祉の視点からいけば社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域包括支援センターなど、色々あると思うんですが、そういったところと連携して、防火診断を実施していくということも一つかなと思います。キーとなる連携先を見つけて、地域包括ケアシステムの中の一つの見守りの中に入っていけるようにするというのが一つと、同じく福祉の視点からとすれば、消防が積極的にアプローチしてアウトリーチしていける場としては高齢者の方が集う居場所づくりとしてふらっとハウスとか認知症カフェとかそういったところで、先ほどお話しがありましたけれども消防職員が積極的にそちらに入っていって、平場でお話しをさせていただくと、そういったことも必要かなと、あと、区市町村さんの事業でやってらっしゃいます見守りネットワークですとか、地域の見守り相談事業ですとかそういったところと連携して、消防単体ではなく連携先を見つけて、一緒に地域包括ケアシステムの中で循環していくということが一つかなと思います。

もう一つですね、今度、防火防災の視点から申しますと、資料1-1の一番下の住警器の設置のなしというのが非常に多く火災による死者がとなっておりますけれども、この住警器がないから死に至ったというわけではないと思うんですね。

一つは発見通報が遅れるということはあるのかもしれないんですけども消防機関の強みとしては、その火災で、出火原因が何だったのか、また、死に至ってしまったその個人の特

性が何だったのかというマトリックスを持っていけばただ単に住警器がついていなかったから死に至ったというわけではなくて、その裏には、出火原因が機械だったのか、人だったのか、またその人が身体機能が落ちている、認知機能が落ちている、低下しているという理由なのか、それでもなく例えば住宅火災の死者の中では高齢者以外の方も多く占めていますので、その辺のマトリックスがわかれば、消防機関の持っているデータとして、そのエビデンスを持って地域に入って行って防火診断、この地域はこういったことで、こういった火災が多いから防火診断を受けていただくということも2つ目の視点として、両方の視点から防火診断をアプローチしていくことを考えていければいいのかなと思います。

東京都としては、特別何かできるということは無いですけれども、それぞれ区市町村さんの地域の特性とかもありますのでそういったものを踏まえてですね推進していければいいのかなと思います。以上です。

【平田会長】

私としては、東京都に応援してほしいという感じなんですけれども各区市町村に、都だけがやるのではなく、バックアップですねぜひ理解し、応援してあげていただければいいかなと思います。

平賀さんはいかがですか。

【八木委員（代理平賀課長代理）】

本日、八木の代理で出席している平賀です。

私が所管している事業で区市町村に対する補助事業がありまして、これは高齢者の分野もあるんですけれども、各区市町村独自に色々な事業をやることに対して必ずというものではないんですけれども2分の1補助している事業がございます。

まあそれで独自で考えていただいて先ほど出ました感震ブレイカーの取り付け事業に補助をしている区市町村もございます。

あと、障害者については地域包括ケアシステムとまではいかないんですけれども、相談支援事業所が色々障害者の色々な計画プランを立てる事業所がありますので、相談支援事業所などと組むのもいいのかなと思うんですけれども、都で一律に感震ブレイカーをつける補助事業をしますとかそういう新たな事業をすぐに立ち上げるのは難しいんですけれども、区市町村独自に考えだしていただいた事業をご提案していただければそれに対する財政支援は必ずというものではないんですけれども、できるかなと思っております。以上です。

【平田会長】

ありがとうございました。

他にはご意見いかがでしょうか。

色々なやり方があるそうですね、今伺っていただけても色々ありそうですので、リストは難しいので、代替えの方策を探るといった感じですかね。

【廣井委員】

例えば、火災に関する意識は低くても地震に興味がある、という方がいらっしゃるしまして、

耐震診断は多分家に入ってやりますので、一緒にやるのは結構ありかなと、皆さんのご意見をお伺いして感じました。例えば工務店の方とかって、木造住宅に住んでいる高齢者の方をよく御存じなんですね。なのでそこに一緒に行って、耐震診断と一緒に防火防災診断をすると、やる人から見ると、火災だけというのはやっぱり中途半端で、防災関係全部チェックしてくれるのはメリットだと思います。一回で済むと、そういった意味では、その他の安全安心に関するリスクと一緒にやるというのも一つのやり方かなという風に思いました。

それからもう一つ、強権的だとかインセンティブな話があったんですが、柔らかい話、飴と鞭って話だと思うんですが、保険と連携するのは結構行けるかなと考えています。

昔、住宅用火災警報器を付けた家には保険を何パーセントか安くできるのではないかと東京消防庁さんと議論したことがあるんですけども、防火防災診断で、何点以上だったら保険を何パーセント安くする、いわゆるインセンティブをお金で付けるというのもある程度ありかなと思っていて、実際にデータを分析すると、おそらく防火防災診断をやっている家の方が多分、死ぬリスクも、火災を出すリスクも低いと思うんですね、そういったエビデンスをもとにして、安全に配慮した人が得になるような社会制度をきちんと設計して、道筋を立ててあげるといふ政策尾も重要だと思います。世俗的な考えかもしれませんが、防災意識の低い人にはやはり、お金って結構きいてくると思います。なので、保険と連携するといったやり方もありかなと感じました。

それから最後は変化球的な話なんですけれども今日の資料1-1を拝見すると、ターゲットは三つあるように思えるんですね、一つは高齢者、要配慮者の意識の高い層、これはきちんとアプローチできていると思うんです。

なのでこれはこのまま継続的に進めていく、もう一つは高齢者、要配慮者で、意識の低い層、これに対してはどうにかしてあげないとねと先ほど議論しておりました。

もう一つは最初私が申し上げた、高齢者ではない若い層ですね、若い人でも比較的死んでいる人もいますのでそういった意味ではそこに対してどうアプローチしていくか今後考えていかなければならないんですけれども、今皆さんのご意見を聞いて、もう一つターゲットがあるように感じたんですね、それは何かというと、真に診断を必要とする一步前の段階ですよ、10年後に真に診断を必要とする対象者になりそうな人に対するアプローチも結構重要で、やっぱりその先ほど、平田先生、健康診断とおっしゃっていましたが診断をした後のことを考えると、やはり、要配慮者や高齢者になると、診断をしてバツがついてもその後の変更が中々難しいっていうのがありますし、そもそもリスクが明らかだと自分がすごいリスクが高いってわかっていると、それを確認する行為って嫌なんですよ。

だからやりたくないってなってしまうんです。

そういった意味では、要配慮者と高齢者になったら変更はなかなか難しいので、その一步手前のターゲティングをきちんと捕まえて、そこに対してどうアプローチできるのか考えるのも必要だと思います。

手遅れになる前に生活習慣病の段階できちんと啓発をするとか余裕のあるうちに対策をし

てあげる、チェックをしてあげるような方法も、今後10年後を考えると、結構重要なことだと思いますので、中長期的なターゲットが報告書の片隅でもいいのでこれから真に診断を必要となる人に、なりそうな人のためにこういったアプローチをしますというのも行か二行かはあった方が次の次の協議会などで使えるのかなって思います。

【平田会長】

あとはすいません、塩川さんをお願いしようと思ってすっかり忘れていましたすいません。

【塩川委員】

ケアマネジャーの立場から言うと、先ほどお話しにもあったように、ケアプランを立てるときに、アセスメントを取るんですけどもやはりそういった時に火のリスクというのはチェックするんですね。

その際にやはり先ほどでていた専門的な器具の扱いとかというのは中々わからないこともあるので、そういったところでは連携ができるといいのかなと、地域包括ケアシステムの中で、町づくりにケアマネジャーもどんどん参加しなさいと、そこで色々な地域の課題を地域ケア会議とかであげて、話し合おうというところで、今実際新宿区で地域ケア会議でも消防署の方が来ていただいて、地域住民の方含めてそういった課題を話し合う機会も増えてきているので、ぜひそういった機会に参加していただければなという感じと、要介護認定を受けた方に関しては、かなりリスクがあった時の連携に関してはできるかなというところがあるのと、認定を受けていない方が非常に多いので、地域包括支援センターとか先ほど牧野委員からお話のあった地域住民のネットワーク等に周知していくと、その層の幅が広がっていくのかなと、僕も地域に出ていて感じるのは、そういった熱心な地域住民の方が増えてきているので、そういうカフェなど、団体が色々なネットワークを作っているのですそういったところの活用の仕方を考えられるといいのかなと感じます。

【平田会長】

色々なご意見を頂きましてありがとうございます。

すごく良い意見がたくさんでてきたと思うんですけども、他にこれは是非という意見がありましたら伺いたいと思うんですがいかがでしょうか。

大体出つくした感じでしょうか、来年度に向けて、これらをどのように実現していただくかは署員の方も考えていただく必要があると思いますので大体こちら辺で意見を吸い上げていただくのはよかろうと思うんですが、それではこの議題はここまでにさせていただきますよろしいでしょうか。

それでは最後にその他事務局から何かありましたらお願いします。

【事務局】

大変貴重なご意見ありがとうございました。難しい意見、名簿の意見もでました。どうしても私たち一番身近な、介護福祉の方との連携とか今もやっているところなんですけれどもそれ以外の今回キーワードの一つで出ました平場の方というようなキーワードも出てきましたあとは必ずそのちゃんとしたという言い方は失礼ですが、団体ではない例えばボラン

ティアの方々というのちょっとキーワードなのかなというところも、もう少しご意見をいただきながら、聞いていたところでございます。

あとは消防署も今も積極的ではないとは私は思っていないんですが、地域包括ケアの中に入れていくですとか、消防職員が知らない、認知が低いところもあるのかなところもありますので、そういうところ積極的にこういった集まりもあるんだよというところを本庁の方からも発信して行くもの大切な、というところも感じたところでございます。

すいません少し感想めいた話になってしまって恐縮でございます。

次回のその他のところでございますが、冒頭にもございました今回の協議会の内容につきましては、また改めて議事録にしてまとめさせていただきます、委員の皆様にご送らせていただきましたのち、ホームページ等で公表させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから次回の予定なんですけれども、当初、7月から8月の頭ぐらいに第4回をやろうと計画をしておったんですが、試行等も少し時間をかけてやらせていただきたいということもありまして、ちょっと間が空いてしまうんですが、9月ぐらいの第4回のそこで、試行をある程度できるものをやらせていただいて、その結果、中には途中経過になるものもあるかもしれませんが、そういったものをまとめさせていただいて今後の検討ということでやらせていただきたいと思っております。事務局からの連絡は以上でございます。

【平田会長】

たくさんのご意見をどのように反映していけるかがこれから事務局の方に問われていますので、ぜひご検討を時間をかけてやっていただきたいと思っております。

その際、今日たくさんキーワードが手土産とかシールとか、あと、キーパーソン、色々な出ていますのでキャッチーなコピーですとか、平場とかそれからターゲットを中長期を見据えてやるという意見もありましたので、たくさんのご意見をどのような反映していただけるか私達も非常に楽しみにしておりますのでよろしくお願いいたします。

それではこれで本日の議題は全て終了いたしました、最後に委員の皆様から全体の意見等ありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それではこれで全て終了しましたので議事の進行を事務局に戻します。

【事務局】

長時間にわたり、ほんとうにご意見をありがとうございました。

この場に限らず何かお気づきの点等ございましたら事務局までお寄せいただければと思います。

本日本当にお忙しい中ありがとうございました。以上で閉会とします。